

研修外[㊞]

©MUNETAKA DOZAN

私立学校法改正に伴う寄附行為作成等について

～知事所轄小規模法人の寄附行為作成事例研究～

2024年6月24日

全日本私立幼稚園連合会オンデマンド研修
β版資料

堂 山 宗 敬

本資料及び附属資料は、研修用資料です。

ご参加者以外の閲覧等一切について固くお断り申し上げます。
ご参加者以外、フォローアップ、修正対応できませんので、ご理解下さい。
皆さまのご協力に感謝します。

初版広島県幼令和5年12月23日
改訂大阪府私幼連版令和6年5月

私立学校法改正に伴う寄附行為作成等について

～知事所轄小規模法人の寄附行為作成事例研究～

24/JUN/ 2024

全日本私立幼稚園連合会
オンデマンド研修用

本日のお手伝い

a lecture

堂山宗敬

(旧姓前田)

Munetaka Dozan

出生地 埼玉県

1969年生

学校法人洋光学園

洋光幼稚園

(私学助成園)

撮影・編集

会場協力

大阪府私立幼稚園連盟

撮影・編集

全日本私立幼稚園連合会

認定こども園委員

大阪府私立幼稚園連盟

政策委員会委員長

安本 照正先生

学校法人安本学園理事長

**私学の自主性を
堅持する。**

主要略歴

学歴

広島大学

広島大学大学院

社会科学研究科

法律学専攻

博士課程前期修了

〔修士・法学〕

職歴

会社員を経て

会社役員

医療法人役員

学校法人役員等

ご注意

本書の内容につきましては、その正誤について、保証いたしかねます。寄附行為の作成にあたっては、改正私学法の条文をご参照になり、弁護士・司法書士等の専門家とご協議の上、文部科学省・各都道府県担当課等の所轄庁とご協議下さい。改正法は、会社法の多くを参考に改正されており、会社法をはじめとするガバナンス、内部統制等に強い専門家にご相談されると理解が進むかもしれません。

本書は、主として、広島県（令和5年12月）や大阪府（令和6年5月）の幼稚園法人の内部勉強会資料として作成したものを全日本私立幼稚園連合会オンデマンド研修用に改訂したものであり、「寄附行為作成例（都道府県知事所轄学校法人向け【解説版】・文部科学省作成）」及び「私立学校法の改正について〔令和5年12月12日更新〕文部科学省作成」等を参考に作成しております。本書の記載と当該資料との間に矛盾等があった場合は、明らかに所轄庁が誤植等を認める箇所や明確な法的根拠がある場合を除き、文部科学省の資料の記述に従ってください。

本書の作成例は、あくまで参考例です。今後の私立学校法施行令、私立学校法施行規則等の改正施行内容によっては、変更になることもございます。予めご了承下さい。

当初本書作成後に文部科学省が修正版を公表しており、これを受けて一部修正しております。

お願い

放送中に本資料を訂正する場合がございます。また、後日、修正点等があった場合、フォローアップができないため、この講座を受講されない方への資料の配布等は、ご遠慮下さい。
また、この資料は、書面の文字数の都合上、多くの記載を「である」調で記載しています。敬体でないことをご容赦下さいませ。

オンデマンド研修 目的 文部科学省とは違った小規模法人の目線

1 オープニング 〈改正私学法の概要と寄附行為作成上の注意点〉

どのようなガバナンスを構築したいか。

自園の建学の精神・沿革に沿った各法人毎のガバナンス

第1章 総則

第2章 目的及び事業

第3章 機関の設置

第4章 理事会及び理事

第5章 監事

2 前半(第1章から第5章監事まで)

メイン 理事選任機関の構築

私学の自主性を最大限尊重→私学法の機関構築の難しさ

強固なガバナンスにするか緩やかに構築するか。

3 後半(第6章から附則まで)

メイン 評議員の選任

評議員構成員の多様性

理事選任機関や理事会との牽制・協働等

第6章 評議員会及び評議員

第7章 理事会と評議員会の協議

第8章 予算及び事業計画等

第9章 資産及び会計

第10章 寄附行為の変更

第11章 解散及び合併

第12章 補則

附則

私立学校法の法律の条文を必ず、ご参照の上、寄附行為作成を行ってください。

- 文部科学省の資料・寄附行為作成例を参照する場合、
- ご面倒でも、必ず、改正私立学校法の法律の条文をあわせて、ご参照ください。

本制度のみならず、行政の各種説明資料等をご参照になるときは、制度等の元となる法令を必ず、ご参照ください。

文部科学省の寄附行為作成例の書きぶりと法令の条文は、微妙に異なる個所がございます。

条文を参照することは、極めて重要です。

公益社団法人私学経営研究会編集作成の「改正私立学校法 新旧対照表」【検索】は、非常に整理されており、横書きのため見やすく、お勧めです。

<https://sikeiken.or.jp/topics/20230508.pdf>

私立学校法改正に係る文部科学省の基本的な考え方

参考；私立学校法の改正について〔令和5年12月12日更新〕版6頁・7頁

1 ガバナンス改革の目的

学法自らが主体性をもって、私立学校の教育・研究の質の向上させること。

2 理事会と評議員会の権限関係

基本的な枠組みは維持した上で、〔理事会「意思決定機関」・評議員会「諮問機関」〕

評議員会等による理事会等に対するチェック機能を高めた。

3 対立ではなく協働

理事会と評議員会が相互にけん制しあいつつも、建設的に協力し、時には議論しあい、納得感のある運営を目指す。

4 不祥事を防止する複層的な仕組み

不祥事を防止する仕組みを構築し、運用する。

人事上の仕組み（適材適所の観点）、不正等の防止・緊急措置の仕組み（危機管理の観点）

改正ポイント 役員・評議員の選任・解任

	選任機関等	解任機関等
<p>理事5人以上 (最長4年) 標準6人</p>	<p>理事選任機関(法第30条第1項)</p> <p>評議員会以外が選任機関の場合、 評議員会の意見聴取(法第30条第2項) 独任か合議か</p>	<p>理事選任機関(法第33条第1項)</p> <p><u>設置園1園の園長の理事だけの解任は、事実上できない。園長職も別途解任。解雇は、もっと要件が厳しい。</u></p> <p>園長の理事解任(1園のみの場合)と同時に園長職を解く。 但し、園長を降格して、よほどのことがない限り、解雇できない。 <u>園長職を解いても充て職理事条項付でない限り、別途理事解任手続きが必要。</u></p>
<p>理事長 (最長4年)</p>	<p>理事会で選定(法第37条第1項)</p>	<p>理事会で解職(法第37条第1項) 理事の地位をも失わせるには、別途理事選任機関による解任が必要。</p>
<p>監事2人以上 (最長6年)</p>	<p>評議員会(法第45条第1項) 〔理事による監事の選任議案提出の場合〕 〔監事の過半数の同意(法第49条第1項)〕 (定員2人の場合、全監事の同意が必要) 評議員会へ議案提出</p>	<p>評議員会(法第45条第1項)</p>
<p>評議員6人以上 (最長6年) 標準7人</p>	<p>寄附行為で定める。 理事(理事会・理事長)が選任できるのは、2分の1まで <u>理事が関与していない評議員選任委員会とか評議員会等で</u> 半分は選任。 7人の場合、3人までが理事・理事会で可能</p>	<p>寄附行為で定める。</p>

基本的に文科省の作成例に従う。 但し、理事選任機関の設計は、慎重に。

✓寄附行為作成の章立て、条文、文言等は、基本的に作成例に従うのがいいか？

- 寄附行為作成例の文言や章立て、見出し等に少々違和感があっても、ガバナンス関連条文の主要な点において、自園に合致するものである限り、寄附行為作成例に従うのもあり(楽である)。

✓寄附行為作成例のうち、丸写すると危険な箇所（本日の研修会で注意喚起）

ex;「**理事選任機関の構築**」は、時間を割いて、丁寧に検討する。**この章は、危険な場合がある。**

例えば、理解した上で、ガバナンスを強化しようとするのであれば、よいが、面倒なので、理事選任機関は、例1(第7条)の評議員会とする案を丸ごとコピペとした場合、**諮問機関(一部意思決定機関)が実施的に理事の人事権を掌握するので、結果、強固な権限を評議員会に付与することとなり、意思決定機関たる理事会が萎縮する可能性もあります**(評議員会の監督権がかなり強くなる。)

理事長、園長の方針と評議員会の意見が対立した場合、改選時に選任人事から除外され、事実上の更迭となることがいとも簡単に実現する。他方で、母体(宗教法人等)や寄附者が経営に参画しておらず、評議員会の権限を強めたい場合には、強固なガバナンスとなるので、評議員会が選任機関となる方がよいかもしれない。

ここは、各法人がどのようなガバナンスを構築したいかによる。

寄附行為の作成スケジュール

令和5年度～令和6年3月頃までに整理

寄附行為作成案検討

- ✓ 役員定員・評議員定員
- ✓ 理事選任機関の設計
- ✓ 関係条文の整理

役員・評議員人事構想

- ✓ 評議員兼任理事の意向調査
- ✓ 現役員の任期整理
現行通り・短縮・伸長

評議員報酬基準の策定

内部統制事項の決定

法改正による各種規程の整備

etc…

目標 夏
寄附行為変更認可申請

令和6年8月

不備補正等が間に合わなくなる恐れがある。

臨時理事会等を開きたくない場合、勝負は、5月。

原則

令和7年4月1日施行

附則第2条

兼任禁止等は、6月頃

令和7年定時評議員会終結時以降

改正法スタート

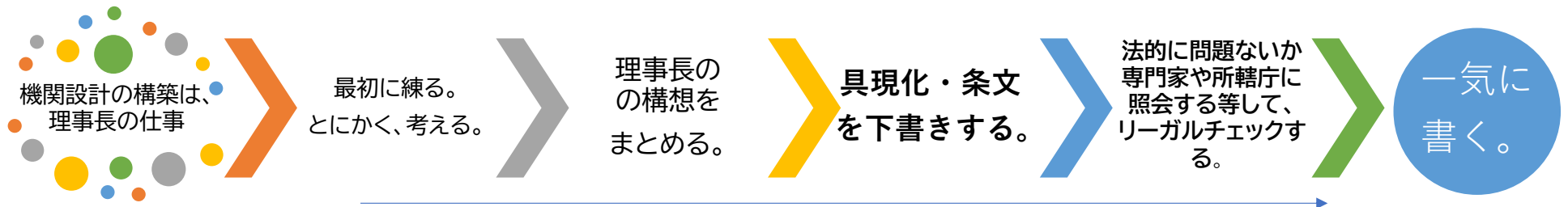
新寄附行為での運用開始

※役員任期は、附則で整理

とにかく考える。

理事長・担当理事等トップの仕事
機関設計の構築は、コア中のコア

事務局の仕事
見切り発車しないことが大事



この時点で、司法書士や弁護士、事務方に
丸投げしないようにしたい。
どういう組織にしたいか丸投げされても
専門家も困る。

神は細部に宿る。Der liebe Gott steckt im Detail

- 〔私見〕

まず、寄附行為に書くべきことを列挙して、精査して、削ぎ落とす。

- 目次が非常に大事

はじめから、雑に条文を落とすのと、細かく分析検討して、整理した結果、最後に落とした条文で構成される「寄附行為」は、似て非なるもの。

- 神は細部に宿る（Der liebe Gott steckt im Detail）」19世紀のドイツの美術史家ヴァールブルク、あるいは20世紀初頭の建築家ミース・ファン・デル・ローエが言ったとされる

学校法人〇〇学園 寄附行為作成例 目次

第1章 総則

(名称)第1条
(事務所)第2条

第2章 目的及び事業

(目的)第3条
(設置する学校)第4条
(収益事業)第5条

第3章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)第6条
(理事選任機関)第7条

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)第8条
(理事の資格及び構成)第9条
(理事の任期)第10条
(理事の解任及び退任)第11条(※)
(理事に欠員を生じた場合の措置)第12条

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)第13条
(理事会の権限)第14条
(理事の職務)第15条
(代表権の制限)第16条
(理事の報告義務)第17条

第3節 理事会の運営

(招集)第18条(※)
(運営)第19条
(決議)第20条
(業務の決定の委任)第21条
(議事録)第22条

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)第23条
(監事の資格)第24条
(監事の任期)第25条
(監事の解任及び退任)第26条
(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)第27条
(監事に欠員を生じた場合の措置)第28条

第2節 職務等

(監事の職務)第29条
(調査権限等)第30条
(理事の行為の差止め)第31条

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)第32条
(評議員の資格)第33条
(評議員の任期)第34条
(評議員の解任及び退任)第35条

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)第36条
(評議員会の職務等)第37条
(理事の行為の差止めの求め)第38条
(責任追及の訴えの求め)第39条

第3節 評議員会の運営

(開催)第40条
(招集)第41条
(評議員による招集)第42条
(監事による招集)第43条
(招集手続の省略)第44条
(運営)第45条
(決議)第46条
(議事録)第47条
(役員の出席等)第48条

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)第49条

第8章 予算及び事業計画等

(会計年度)第50条
(予算及び事業計画)第51条
(役員及び評議員の報酬)第52条
(責任の免除)第53条
(責任限定契約)第54条

第9章 資産及び会計

(資産)第55条
(資産の区分)第56条
(基本財産の処分の制限)第57条(積立金の保管)第58条
(経費の支弁)第59条
(会計)第60条
(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)第61条
(事業報告及び決算)第62条
(財産目録等の備置き及び閲覧等)第63条
(資産総額の変更登記)第64条

第10章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)第65条

第11章 解散及び合併

(解散)第66条
(残余財産の帰属者)第67条
(合併)第68条

第12章 補則

(情報の公表)第69条
(公告の方法)第70条
(施行細則)第71条

附則

漢数字を常用数字

文科省寄附行為作成例	堂山解説・作成例 表示	条・項・号
第一条 第二条	第1条 第2条	第1条
2	2	第2項
一 二 三	(1) (2) (3)	第1号第2号第3号

〔条文の差し込み〕

第3条

ここに条文を入れたい場合→第3条の**2**

第4条

第5条(第1項は、表示しない。)

2 (第2項)

ここに**項**を入れたい場合→第2項の2はNG×→「3」 「3と4を4と5」に1項ずつ繰り下げる。

3 (第3項) → 4

4 (第4項) → 5

第6条

2 (第2項)

(1) (第1号)

ここに**号**を入れたい場合→(1)の**2**

(2) (第2号)

(3) (第3号)

法・施行令・施行規則…… どのレベルのお話をしているのか

法律【私立学校法】

(国会・立法)

施行令【私立学校法施行令】

(内閣・行政権)

施行規則【私立学校法施行規則】

(大臣・省令)

法令から委任のある
法規的性格を有する
告示（基準）等

通知

通達

技術的
助言

地方自治法第 245 条の 4

大臣→都道府県知事・市町村長
都道府県知事→市長村長

地方自治法247条3項は、「国又は都道府県の職員は、普通地方公共団体が国の行政機関又は都道府県の機関が行った**助言等に従わなかったことを理由として不利益な扱いをしてはならない**」

民間はもとより、都道府県、市町村を拘束するものではない。

法規範性は、ない。

元来、通達は、原則として、法規の性質をもつものではなく、上級行政機関が関係下級行政機関および職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものであり、このような通達は右機関および職員に対する**行政組織内部における命令にすぎない**から、これらのものがその通達に拘束されることはあつても、**一般の国民は直接これに拘束されるものではなく**、このことは、通達の内容が、法令の解釈や取扱いに関するもので、国民の権利義務に重大なかわりをもつようなものである場合においても別段異なるところはない。

※最判昭和43年12月24日

第1章 総則

文科省寄附行為作成例（赤字加工）	文科省備考等	堂山解説・考察等（私見）
<p>（名称） 第1条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 この法人は、事務所を〇〇都道府県〇〇市〇〇区〇〇番〇〇号に置く。</p> <p>-----</p> <p>〈英語表記も入れる場合〉 ※第1条 この法人は、学校法人〇〇学園と称し、英語では、The 〇〇 educational foundation と表示する。</p> <p>学校法人表記;The educational foundation of 〇〇 園名表示 The Kindergarten of 〇〇と表示する。</p> <p>（THE 〇〇〇 KINDERGARTEN)等</p>	<p>文科省備考等</p> <p>・従たる事務所を置く場合には、以下の規定を設けること。</p> <p>2 前項のほか、従たる事務所を東京都〇〇区〇丁目〇〇番に置く。</p>	<p>堂山解説・考察等（私見）</p> <p>必要的記載事項（絶対的記載事項）法第23条第1項第2号</p> <p>必要的記載事項（絶対的記載事項）法第23条第1項第4号 Cf;第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。株式会社等では、行政最小区画（市町村・東京23区は区）まで 〔法務省登記添付定款記載例〕 第〇条この法人は、主たる事務所を〇県〇市に置く。 一般社団 主たる事務所 〔厚労省社会福祉法人定款例〕 <u>（事務所の所在地）</u> 第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。 2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。 （備考） 最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。</p>

第2章 目的及び事業

文科省寄附行為作成例（赤字加工）	文科省備考等	堂山解説・考察等（私見）
<p>（目的） 第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。</p> <p>（設置する学校） 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>（1）〇〇幼稚園 （2）幼保連携認定こども園 〇〇 （3）幼稚園型認定こども園 〇〇幼稚園</p> <p>（収益事業） 第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。</p> <p>（1）書籍・文房具小売業 （2）各種食料品小売業</p>	<p>削った場合、第5条は、第6条以降を前に倒す（全部改正の場合）。</p> <p>・収益事業を行わない場合には、規定しない。</p>	<p>必要的記載事項（絶対的記載事項） 法第23条第1項第1号</p> <p>必要的記載事項（絶対的記載事項） 法第23条第1項第3号</p> <p>設置学校が、ひとつの園（学校・施設）の場合、号を置かずに本文で処理することが原則であると思われるが、一つしかない場合でも将来2園になる可能性がある等の場合、（1）のみでも可能であると思われる。</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、〇〇幼稚園を設置する。</p> <p>必要的記載事項 法第23条第1項第13号</p>

第2章（第3条） 目的 一例 各園の建学の精神

堂山解説・考察等（私見）

法人（私学助成園、新制度園）

（目的）

第3条 この法人は教育基本法及び学校教育法に従い学校教育及び保育を行い〇〇な人材を育成することを目的とする。（学校教育は、幼児教育でもよい）

幼保連携認定こども園設置法人

（目的）

第3条 この法人は教育基本法及び**就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律**に従い学校教育及び保育を行い〇〇な人材を育成することを目的とする。

幼稚園＋幼保連携認定こども園 両設置法人

（目的）

第3条 この法人は教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い学校教育及び保育を行い〇〇な人材を育成することを目的とする。

★この他、建学の精神等を盛り込む。目的を変更する場合、登記に注意
必ずしも、園の設置根拠法を記載する必要はない。

参考早稲田大学 寄附行為（目的）

第3条 この法人は、大学、高等学校、中学校、専修学校その他研究施設を設置し、真理の探究と学理の応用につとめ、学芸を教授し、その普及をはかり、有能な人材を育成することを目的とする。

第2章 付随事業・収益事業

堂山解説・考察等（私見）

学校法人における付随事業と収益事業の比較

	付随事業	収益事業
目的	教育研究活動に付随する非営利事業	教育研究活動を助けるための営利事業
寄附行為の変更	所轄庁に要相談	必要
会計処理の原則	学校法人会計基準	企業会計の原則
法人税率	非課税	19%(年800万円以下の部分は15%)
事業の規模	学校法人全体の事業活動収入の30/130未満	学校法人全体の事業活動収入未満

※医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、学校法人がこれらの分野の事業を実施するのは、教育研究活動上の必要性がある場合に限られます。

※文部科学大臣所轄学校法人が次のいずれかに該当する付随事業（保育事業を除く）及び収益事業を行う場合は、文部科学省へ事前相談をお願いします。

引用；文部科学省 HP

省https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/fuzuishueeki.html

第3章 機関の設置(役員及び評議員並びに理事選任機関の設置)

文科省寄附行為作成例 (赤字加工)

(役員及び評議員の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名 (例)
- (2) 監事 2名 (例)

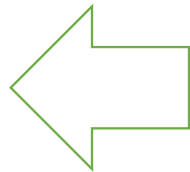
2 この法人に、評議員7名を置く。

★若干の検討
(機関の設置)

本来機関と章の表題を置くなら、以下のようなになる？

第6条 この法人に、次の機関を置く。

- (1) 理事選任委員会
- (2) 理事 6名
- (3) 理事会
- (4) 監事 2名
- (5) 評議員7名
- (6) 評議員会



(理事選任機関)

第7条 別紙で説明します。
研修会のメイン事項です。

堂山解説・考察等 (私見)

私立学校法は、第18条第1項で「機関の設置」(外見出し)として、理事、理事会、監事、評議員、評議員会、理事選任機関を必置の機関としている。

理事 (独任制)

理事会 (合議制)

評議員 (独任制)

評議員会 (合議制)

理事選任機関 (独任制又は合議制)

文科省は、章の表題を「機関の設置」としているが、機関のうち、役員及び評議員の設置だけ第6条で総則的に書いている。例えば、改正法の条文に忠実に書くと左記の1号乃至6号各機関の員数は、それぞれのセクションで書いてもよい。

理事 6名 第4章

監事 2名 第5章

評議員7名 第6章

右のような書きぶりもあり得るが、寄附行為作成例のとおりでよい。

第3章 機関の設置(役員及び評議員並びに理事選任機関の設置)

堂山解説・考察等 (私見)

(役員及び評議員の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名 (例)
- (2) 監事 2名 (例)

2 この法人に、評議員 7名を置く。

(理事選任機関)

第7条 この法人に理事選任機関として、理事選任委員会を置く。(一例)

〈若干の検討〉

この章では、「機関」のうち、「役員(理事・監事)」と「評議員」と理事選任機関のみをまとめている。
→他方で、表題は、「機関の設置」となっている。

「機関」とは、理事、監事、評議員、(会計検査人 知事所管は、任意)の他に、理事会、評議員会も含まれる。この章には、理事会と評議員がなく、また、章の下の節にもないから、この条文構造でいくのならば、

第3章の表題は、

「役員及び評議員並びに理事選任機関の設置」と表示した方がより正確。

※もっともこだわりなければ、「機関の設置」でよい。役員及び評議員並びに理事選任機関の設置

手順その1 まず各機関の員数(定数)を決める。 Where to start??

第1 役員・評議員の員数	選択肢	第18条第2項等
1-1 理事の員数(定数)	<p>6人</p> <p>5人</p> <p>7人 以上</p>	<p>理事6人 特定公益増進法人の認定を受けるミニマム理事数が6人（国税局が認めた寄附行為作成例） ——税務当局や税理士、会計士に照会。 理事を5人にした場合、特定公益法人の認定を否認される恐れがあるので、5人にする場合、必ず、管轄国税当局に確認する。</p> <p>理事5人 従来より、私学法が定める最低理事数。 今改正で国税局は、員数を従前同様6名。 今改正では、理事総数の3分の1要件が加わった(改正前は第38条第7項で親族制限1名まで。)。 親族が理事に2人いる園は、<u>理事5人にした場合、親族が入れない（どちらかが辞任になる）。</u> 5人中2人だと、4割となり、3分の1を超える。</p> <p>理事7人以上 大学法人・大規模法人等向け。 6人以上8人以下という幅員数も可能。ただし5人以上</p>
1-2 評議員の員数(定数)	理事の員数 +1 以上	<p>評議員7人（標準的） 親族等1名まで 職員1名以上2名以下（必置）・卒園生1名以上（必置） 評議員6人（ミニマム） 親族等1名まで 職員1名以上2名以下（必置）・卒園生1名以上（必置） 評議員8人以上 親族等6分の1まで(総合計) 職員3分の1まで ・卒園生1名以上（必置）</p>
1-3 監事の員数(定数)	2人	職員・理事の親族等（利害関係人） NG 大学法人等注意 常勤監事
1-4 会計監査人 (小規模法人 任意)	(1以上) (小規模法人不要)	大臣所轄法人等必修（第144条第1項）知事所管小規模法人任意（法第18条第4項）

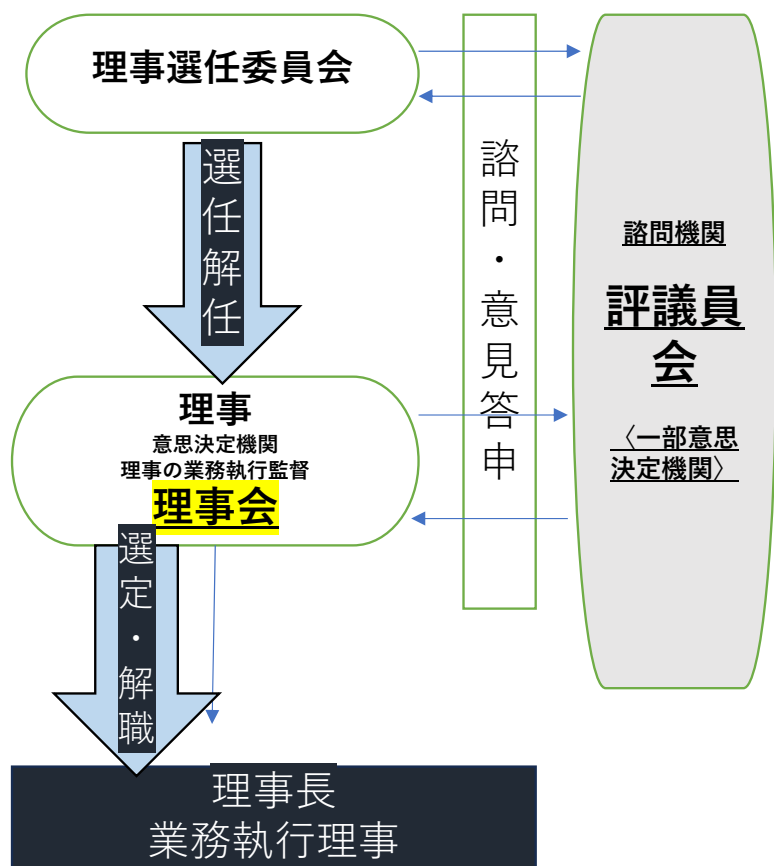
手順その2 理事選任機関をどうするか

第2 理事選任機関	選択肢	第18条第1項・第23条第1項第10号・第29条第30条等
2-1 独任制にするか合議制にするか	独任制	<p>第7条 この法人の理事選任機関は、理事長(たる理事)とする。 第7条 この法人の理事選任機関は、園長たる理事とする。</p> <p>※違法ではない。但し、文科省は、暗にやめて?というように見える。 私立学校法の改正について[令和5年12月12日]版86頁Q9の回答A9 Q9「理事選任機関を1人の者で構成してもよいのか。」 A9「理事選任機関を1人の者で構成することは不可能ではありませんが、特定の者の専断を防止するという今回の制度改正の趣旨を踏まえて適切に判断いただきたいと思います。」</p> <p>〈私見〉 超小規模法人のみ慎重に検討(園児数20人未満の規模感) 対外的に独断的な色合いが濃く映るので、おすすめしない。 但し、評議員会にあらかじめ意見を聴く必要があるため、まったくの独断ではない。</p>
	合議制	<p>①評議員会単独にする。(文科省おすすめ??例1) 創立者の世襲園はお勧めしない。 ②理事会単独にする。(東京都庁の例) ③理事会と評議会の2つにする。 ④評議員会と理事会と外部選任会議(名称自由)の3つにする。 ⑤理事選任委員会(名称自由)を創設し、独立した選任機関にする。(おすすめ)</p>

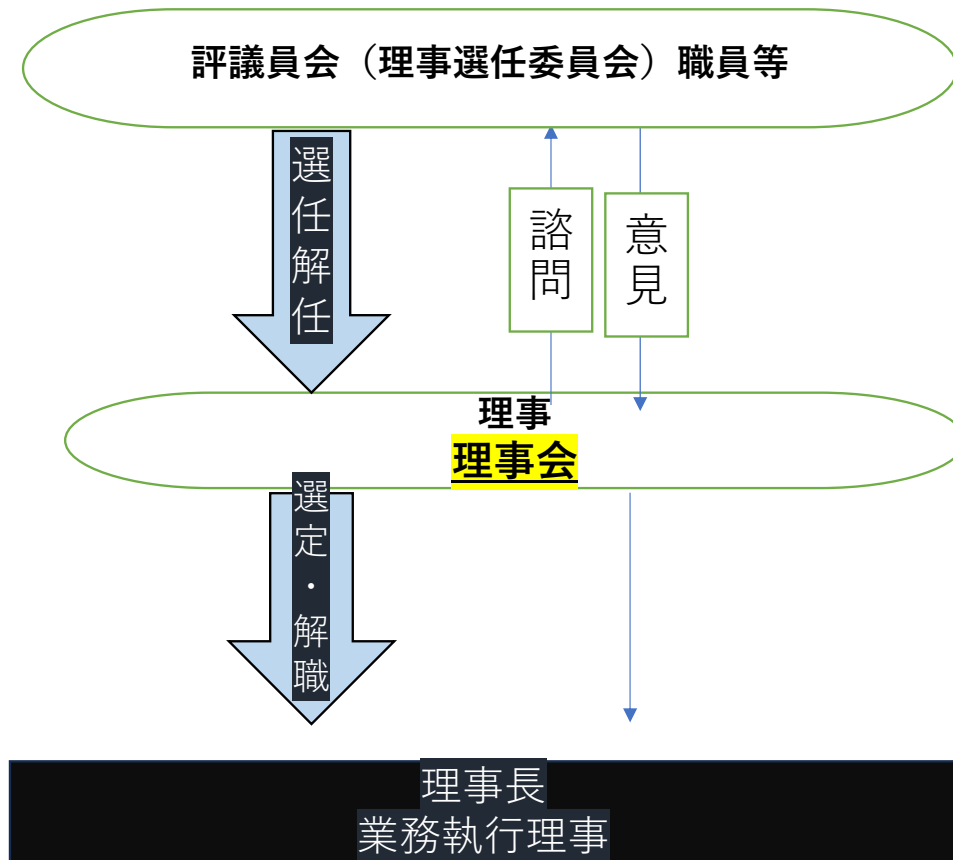
統制イメージ

理事選任権で牽制・間接コントロール

学校法人 (理事選任委員会)



学校法人 (評議員会が理事選任機関)



評議員会を理事選任機関にする場合 ある意味理事会より上位機関となる？

寄附者・創立者一族・宗教法人・企業等の母体が経営に関与しておらず、自分たちが拠出した寄附財団が正しく活用され、教育目的が達成されているかを評議員にゆだねる場合等。



評議員会【理事選任機関】

評議員会が理事選任・解任権を持ち、理事会に運営上の意思決定をゆだねる

選任
解任

理事
理事会

選
定
解
職

理事長

理事長たる理事解任
1発OUT

(理事会は、理事長の選定解職しかできない。理事の地位は奪えない)
理事会で解職されても理事の地位は残る。

評議員会を理事選任機関にする場合、慎重に慎重を重ねる。(私見)

主要な寄附者又は創立者(直系卑属・親族含む)が実質的に経営に参加していない。
(理事長・園長ではない。)

YES

学法以外の母体がない。
(企業・団体等)

ある
NO

ない
YES

NO

母体の構成員等は、理事ではない。
経営に参画していない。
(団体・企業が設立母体等)

YES

法人職員に理事選解任権(うち園長を含む)があっても抵抗がない。

YES

NO

評議員会の権限を最大限強化したいか

NO

注意
社会福祉法人とは違う。

法は、基本的に評議員会を諮問機関と位置付け(一部除く)。
諮問機関が監事のみならず、理事の人事権を掌握することの意味

評議員会を理事選任機関にすることは、お勧めしない。

評議員会が理事選任機関となることも検討

手順その2 理事選任機関をどうするか

第2 理事選任機関

2-2 評議員会を理事選任機関にする。 文科省の作成例1でおしまい。

(例1:評議員会を理事選任機関とする場合) (理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、**評議員会**とする。

2 理事選任機関の構成員は、**全ての評議員**とする。

3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。


(理事長が非常勤の場合等、園の事情により、園長たる理事等でもOK)

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

2 理事選任機関の構成員は、**全ての評議員**とする。

3 理事選任機関の運営に関しては、**評議員会の運営の例による。**→堂山案加筆

4 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

注意;評議員の一部の人だけ、例えば、評議員3名だけで構成する場合は、「評議員会」ではない。名称をつけるとすれば、理事選任委員会等。第2項で、「構成員は、評議員の中から選定し、員数(定数)は、3名とする。」という感じになる。

[疑問]

第1項で評議員会としたなら、この第2項は、当然解釈でいい??

理事選任機関を第1項で評議会(すべての評議員で構成するものをいう)と定義して、その構成を殊更、書く必要はないからです。

ただし、この寄附行為作成例で、文科省がわざわざそんなわかりきったことを記載しているのには、理事選任機関の「構成」が必要的記載事項(第23条第1項第10号)だからかもしれません。あまりきれいな条文構成ではありませんが、一応、残しておきましょう。

寄附行為第37条「評議員会は、すべての評議員で組織する。」

法第66条「評議員会は、すべての評議員で組織する。」

ただ、「構成」のみならず、「運営」も必要的記載事項です。例1では、記載がありません。評議員会の運営条項によるので、省略しているものと思われます。

そうすると、やはり、第2項も省略してもよさそうなものです。この点の文科省の整理の仕方が今一つわかりません。

2項があるなら、3項に上記のような追加があるようにも思えます。

手順その2 理事選任機関をどうするか

第2 理事選任機関

2-3 理事会を理事選任機関にする。

文科省の作成例なし 東京都が独自に作成した例を検証する。
ポイントは、文科省の「評議員会」版に評議員会の意見聴取手続き(必須)+第3項で「及び評議会」を足しただけ。

(例2 理事会を理事選任機関とする場合) 個人的には、例1よりまし。これを例1にもってきた都庁のセンスは、感じる。

(理事選任機関)

(東京都記載例1：理事会を理事選任機関とする場合) 赤字のみ、評議員会から加工。

(理事選任機関)

第7条この法人の理事選任機関は、**理事会**とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての**理事**とする。

3 **監事又は評議員会**は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

4 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

5 **理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。**

堂山感想 (私見)

まず、条文構成(順番)が綺麗でない。評議員会のコピペ+第4項・第5項追加。第5項は、評議員会以外の機関を構築した場合の文科例の引用。

このままだもよいが、第3項は、第5項を繰り下げ末尾に。反射的に第4項、第5項をそれぞれ第3項、第4項とする方が綺麗。

上記例は、1, 2, 4, 5, 3の準で整理。

評議員での疑問と同様、第2項がいるのか、「運営」は、記載しなくていいのかという問題もある。

第5項は、慎重に判断。参酌規定は、法の要件ではない。書いてもいいが、書くと、反対意見が出た場合、参酌したのか?参酌した上で、評議員会の意見を採用しないだけの相当の理由があるのか等、詰められかねない。評議員が実質的な否認権のような権限をもつようなガバナンスにするのかは、組織次第。

第5項を記載しておきながら、無視するのも違法ではないが、不誠実な運営であるとの印象を抱く(私見)。

手順その2 理事選任機関をどうするか

第2 理事選任機関

理事会を理事選任機関にする。

その他のパターンは、別紙で解説します。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

文科省寄附行為作成例（赤字加工）	文科省備考等	堂山解説・考察等（私見）
<p>（理事の選任）</p> <p>第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>（1）〇〇幼稚園園長のうちから理事選任委員会において選任（選定）した者 1名</p> <p>（2）学識経験者のうちから〇〇〇〇において選任した者 5名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、理事の総数が6名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p> <p>別紙で解説します。別紙参照してください。</p>	<p>理事選任機関の名称等</p> <p>その職を退いた後も、理事の職を失わないとすることも可能（ただし、校長である理事が一人もいなくなることは、私立学校法第三十一条第四項第一号に違反することに留意する必要がある）。</p>	<p>必要的記載事項（絶対的記載事項）</p> <p>法第23条第項第5号 設置学校1園の場合</p> <p>第8条 理事は、次に掲げる者とし、〇〇〇〇において選任する。</p> <p>（1）〇〇幼稚園園長</p> <p>（2）前号を除く〇〇幼稚園職員 1名</p> <p>（3）学識経験者 4名</p> <p>複数園ある場合</p> <p>第8条 理事は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1）園長（又は施設長）のうちから、理事選任委員会において、選任した者 〇名</p> <p>（2）学識経験者のうちから、理事選任委員会において選任された者 〇名</p>

第4章 理事会及び理事 第1節 理事の選任及び解任等

理事の任期は、原則的には、定時評議員会（5月～6月開催の決算報告）終結時まで園長を含む教職員が理事の場合の諸問題

法の競合；理事の任期は、原則的には、定時評議員会（5月～6月開催の決算報告）終結時まで；他方で、多くの職員は、年度末3月31日付で退職。

「私立学校法の改正について」98頁Q6 A6によれば、理事者たる校長の任期は、校長でなくなったとしても、理事の任期は、別と解説している。

校長としての任期中（3月31日まで）の報告をしっかりと行うことが望ましいとの見解。

〔問題の所在〕

理事の任期（6月定時評議委員会終了時）と理事の校長要件とが衝突した場合、どちらが優先するのか。

※設置園が1つの場合、園長は必ず理事に選任する必要があるため、員数を固定した場合、例えば6名の場合、園長が3月31日に辞任し、4月1日付で新園長が就任すると、前園長が理事を辞任しないと、違法状態となる。従って、この場合、6名以上7名以内とし、運用で前園長が辞任した場合、そのまま6月まで就任し、新園長が4月から理事になることができるようにしておくか、初めから、園長の地位を失ったら理事職を失職するものとして、理事選任機関が4月1日で新園長を選任できるようにしておき、決算報告の理事会、評議員会は、オブザーバー等で出席し事業報告、決算報告するような運用する等の措置が必要となる。同様の問題は、職員たる評議員でも起こり得る。

第4章 理事会及び理事 第1節 理事の選任及び解任等

設置学校が1園の場合、園長は、1名なので、理事選任機関は、園長を必ず理事に選任する必要がある。

この園長が退職した場合で、且つ、なおも理事で残る場合、例えば、**理事の員数に幅がない場合**（例えば6人）、園長を退いた理事がそのまま6月まで理事者でいると、新園長たる理事（法定）を理事にするには、1名を解任する必要がある。

しかし、帰責事由のない理事（解任するに足る相当の理由のない理事）を通常解任はできない。従って、事実上、前園長たる理事を失職させるしかない。これを手当しているのが、第8条第2項の規定である。前園長は、オブザーバー等で評議員会で事業報告、決算報告等をするほかない。

これは、設置学校が2つ以上の法人の園長が2名以上理事に選任された場合において、同時又は順次退職した場合にも起こり得る。

さらに、評議員では、例えば7名の場合、職員たる評議員を少なくとも1名は、選任する必要があるが、同様の問題が起こり得る。

文部科学省は、この理事の任期要件と校長要件が競合、衝突した場合、校長の要件の方を優先しているような解説である（私見）。

したがって、設置園が一園の場合、

「園長たる理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。」のような条文は、必要。

この条文を入れない場合、園長が辞めても理事者として6月まで任期を全うすることを想定して、

理事の員数を「6名以上7名以下」として、幅を持たせ、旧園長がそのまま理事者となるようにする。

ただし、任期が長い場合、例えば、理事の4年の任期のうち、2年目の3月31日付で園長を退任した場合、6月の定時評議員会終了時に辞任届が提出されないと、任期は、その後2年後の満了時まで続くことに留意する。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

文科省寄附行為作成例（赤字加工）

（理事の資格及び構成）

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

〈注意〉 以下の条文で記載。

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の理事は、他の2人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）であってはならない。

前段は、私立学校法で規定されている条文であるが、譲渡所得等の非課税特例の対象法人となるためには、後段の記載が必要。

この条文は、このまま削除せず、残した方がよい。

文科省は、条文番号の変更を伴う改正をするので、条文の記載は、できるだけ書かない方がよいとも思える。条文改正があったら、寄附行為の変更が必要となる。この点は、所轄庁と協議。

なお、法律条文に記載のある事項を必要的記載事項でもないのに、寄附行為に明文化する必要性は、乏しい。作成例でこれを挿入した意図は、不明。確認規定。（租税特措法の適用を受けるためには必要となった。）

ただ、削除するかどうかで悩むのは、時間の無駄であるので、このまま記載しておくことをお勧めする。

このほか、必要的記載事項でない条文で、ことさら、寄附行為に記載する必要があるのか疑問が残る改正条文丸写しの記載例条文も多くある。

堂山解説・考察等（私見）

理事の欠格事由

（法第31条第1項第2項）

評議員・監事の兼職禁止

（法第31条第3項）

必置理事

①園長1名（第31条第4項第1号）

2園以上の設置学校がある場合、1名でよい。

②外部理事（第31条第4項第2号・第5項みなし規定）

利害関係人の制限

法第31条第6項第7項

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

文科省寄附行為作成例 (赤字加工)	文科省備考等	堂山解説・考察等 (私見)
<p>(理事の任期)</p> <p>第10条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。</p> <p>2 理事は、再任されることができる。</p> <p>【堂山私見】 <u>「ことができる」でも問題はないが、運用上の注意点として、途中退任した理事の後任理事の任期を残存期間としない場合、理事の任期満了年度がばらばらになり、理事選任の手続きが、本来4年に1回(このケースの場合)で済むところ、理事者の満了時期ごとに必要となり事務手続きが煩雑になる。個人的には、残任期間とする。として、満了日は、統一とする方が管理がしやすいと思われるので、このような書きぶりをお勧めしたい。もっとも「することができる」とは、文字通りの意味であるので、このままの書きぶりでも、運用で同様の措置をとることはできる。</u></p>	<p>理事の任期を短縮することは可能。</p>	<p>必要的記載事項 (絶対的記載事項) 法第23条第1項第5号</p> <p>本文；法第32条第1項 但し書き法第32条第3項</p> <p>▶ 効力発生日 始期に注意が必要。</p> <p>「選任後」の意義 文科省に照会済別紙</p> <p>▶ 1年から4年の範囲。 監事と評議員は、6年以内。 理事の任期 ≤ 監事・評議員任期</p>

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

理事1年	監事1年	監事2年	監事3年	監事4年	監事5年	監事6年	評議員1年	評議員2年	評議員3年	評議員4年	評議員5年	評議員6年
理事2年	×	監事2年	監事3年	監事4年	監事5年	監事6年	×	評議員2年	評議員3年	評議員4年	評議員5年	評議員6年
理事3年	×	×	監事3年	監事4年	監事5年	監事6年	×	×	評議員3年	評議員4年	評議員5年	評議員6年
理事4年	×	×	×	監事4年	監事5年	監事6年	×	×	×	評議員4年	評議員5年	評議員6年

理事の任期 4年以内 法第32条第1項

任期の選任日起算に注意。

暦では、概ね4年

例えば、任期スタート令和7年6月20日開催の定時評議員会終結時より、令和11年6月××日開催の定時評議員会終結時までの場合、会計年度単位で4年以内。実際の期間は、定時総会開催日が年度により異なることが一般的であるので、暦上の実際の「期間」では、4年より前後する。4年任期の場合、最短で、3年9か月と1日（6月30日就任、4月1日終結）、最長で、（4月1日就任、6月30日終結）4年2か月と29日。

実際には、4月1日に会計の決算整理が終わり、監査が終了することは、まずないので、3年11か月～4年1か月程度の任期幅ということになる。通常6月、早くて5月が定時評議員会の開催時期となるのではなかろうか。

一般的な株式会社の場合、株主総会で取締役が選任され、終結時に現取締役の任期が終了し、新取締役の任期がスタートする。

学法の場合、理事選任機関が評議員会でないケースでは、理事選任機関の選任時が任期スタートとなるが、まだ任期がある理事がいる場合（定時評議員会開催前に理事の任期起算日を設けずに選任が行われた場合）、任期の起算日、効力発生日が異なることに注意（文科省に照会中・「私立学校法の改正について」令和5年8月1日版43頁④参照。）

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

文科省寄附行為作成例 (赤字加工)	文科省備考等	堂山解説・考察等 (私見)
<p>(理事の解任及び退任)</p> <p>第11条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき○</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>(3) <u>理事としてふさわしくない非行があったとき○</u></p> <p>※3号は、<u>相対的記載事項。書かないと効力がないが、書かなくても問題はない。</u></p> <p><u>これは、地方公務員法第29条第1項第3号等を参照</u></p> <p>2号職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合</p> <p>3号全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合</p>		<p>必要的記載事項 (絶対的記載事項)</p> <p>法第23条第1項第5号</p> <p>法第33条第1項第1号</p> <p>法第33条第1項第2号</p> <p>法第33条第1項第3号 「寄附行為で定める事由」</p> <p>号の中で、とき。こと。で終わる場合、例外として「。」句点をうつ。 文科省の作成例では、一貫して「とき」のあとに句点がない。 なお、「こと。」には、付している。 35</p>

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

文科省寄附行為作成例(赤字加工) 第11条第2項～

文科省備考等

堂山解説・考察等(私見)

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、**当該理事を選任した理事選任機関**に対し、当該理事の解任を求めることができる。

・理事選任機関が評議員会のみの場合には、規定しない。

法第33条第2項そのまま
法律条文の転記なので、記載がなくても影響がない。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

・理事選任機関が評議員会のみの場合には、以下のように規定すること。

法第33条第3項そのまま

このままでもよいが、理事選任機関が理事会の場合は、「理事会」、「理事選任委員会」の場合は、その機関名、「評議員会」単独の場合は、記載しない。

上記、第2項、第3項は、確認規定。寄附行為に記載を要しない。

2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から三十日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

欠格事由もある。

民法第653条

委任は、次に掲げる事由によって終了する。

委任者又は受任者の死亡

委任者又は受任者が**破産手続開始の決定**を受けたこと。

受任者が**後見**開始の審判を受けたこと。

4 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) **辞任**
- (3) 死亡

破産は、欠格事由ではなくなったので、破産後、選任手続きを取れば、再度就任できる。

員数不足の場合等における権利義務承継理事は、要注意。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

文科省寄附行為作成例（赤字加工）	文科省備考等	堂山解説・考察等（私見）
<p>（理事に欠員を生じた場合の措置）</p> <p>第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。</p> <p>2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <hr/> <p>第2項は、確認規定 〈寄附行為に書かなくてもよい。〉</p> <p>第12条第1項の意味 定数6人の法人のうち、1人辞任した場合、次の後任理事が選任されるまで、理事と同等の権利・義務がある。事実上、辞任したことにならない。</p>		<p>第34条第1項 いわゆる権利義務承継規定。条文があるので、寄附行為に記載がなくても効力に影響はない。</p> <p>第34条第3項 条文があるので、寄附行為に記載がなくても効力に影響はない。 補充義務があるので、1か月以内に補充しない場合、正当理由（災害等の発生）がない限り、選任しないのは、理事選任機関の任務懈怠となうりる。</p> <p>文科省は、定数という文言を使用。 一般的には、員数を使う。もちろん定数で問題ない。</p>

第4章 理事会及び理事

第2節 理事会及び理事の職務等

文科省寄附行為作成例（赤字加工）

（理事会の構成）

第13条 理事会は、全ての理事で組織する。

〈私立学校法第36条第1項。確認規定。記載任意〉

（理事会の権限）

第14条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

〈私立学校法第36条第2項。確認規定。記載任意〉

但し、法第36条第2項第1号ないし第4号以外の職務を追加する場合には、寄附行為に記載しなければ、効力を有しない。

(1) 学校法人の業務を決定すること。

(2) 第39条第1項に規定する業務執行理事等その他の学校法人の業務を執行する理事の業務の執行を監督すること。

(3) この法律の他の規定により理事会の決議を要する事項について決議すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により理事会が行うこととされた職務

(5) 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより理事会が行うこととされた職務

文科省備考等

堂山解説・考察等（私見）

法第36条そのまま

法第36条第2項第1号（業務決定）

法第36条第2項第2号（業務執行理事の監督）

「職務」と「業務」

「選任」と「選定」

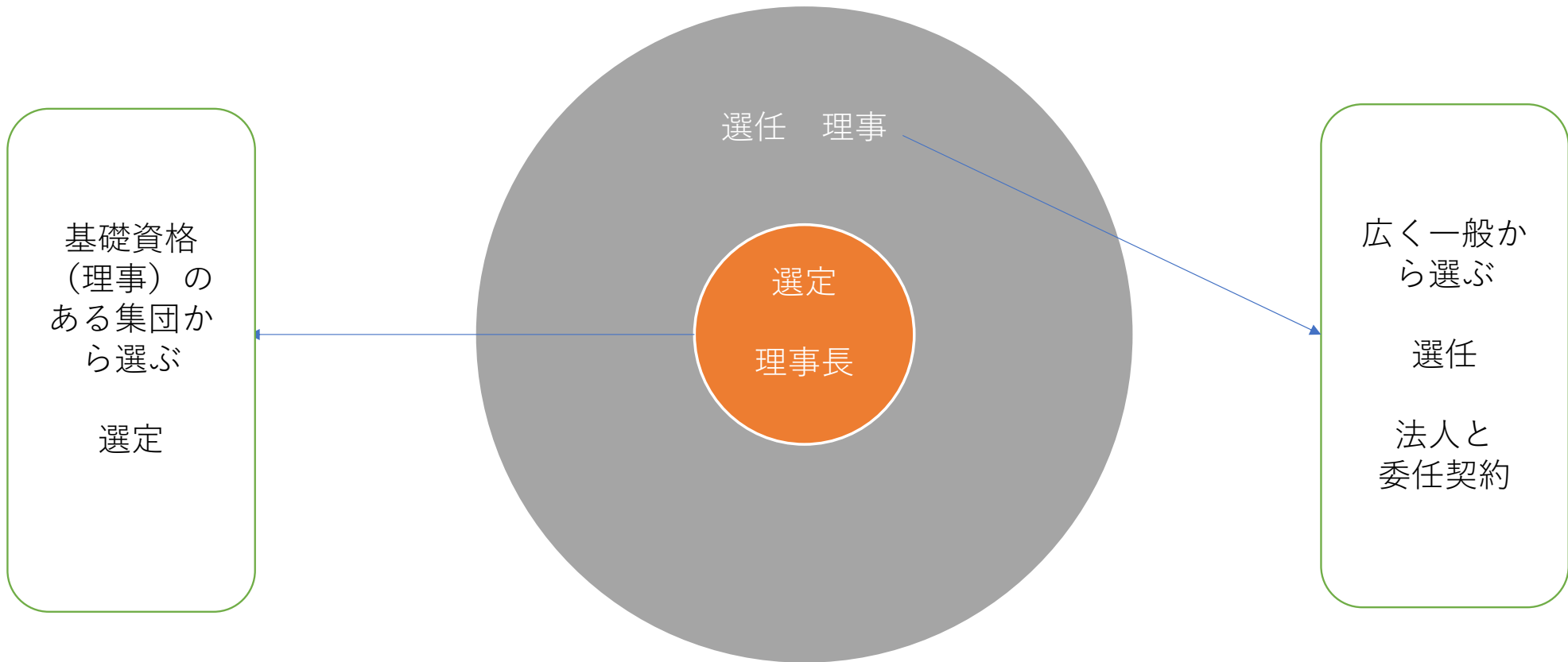
「解任」と「解職」

第4章 理事会及び理事

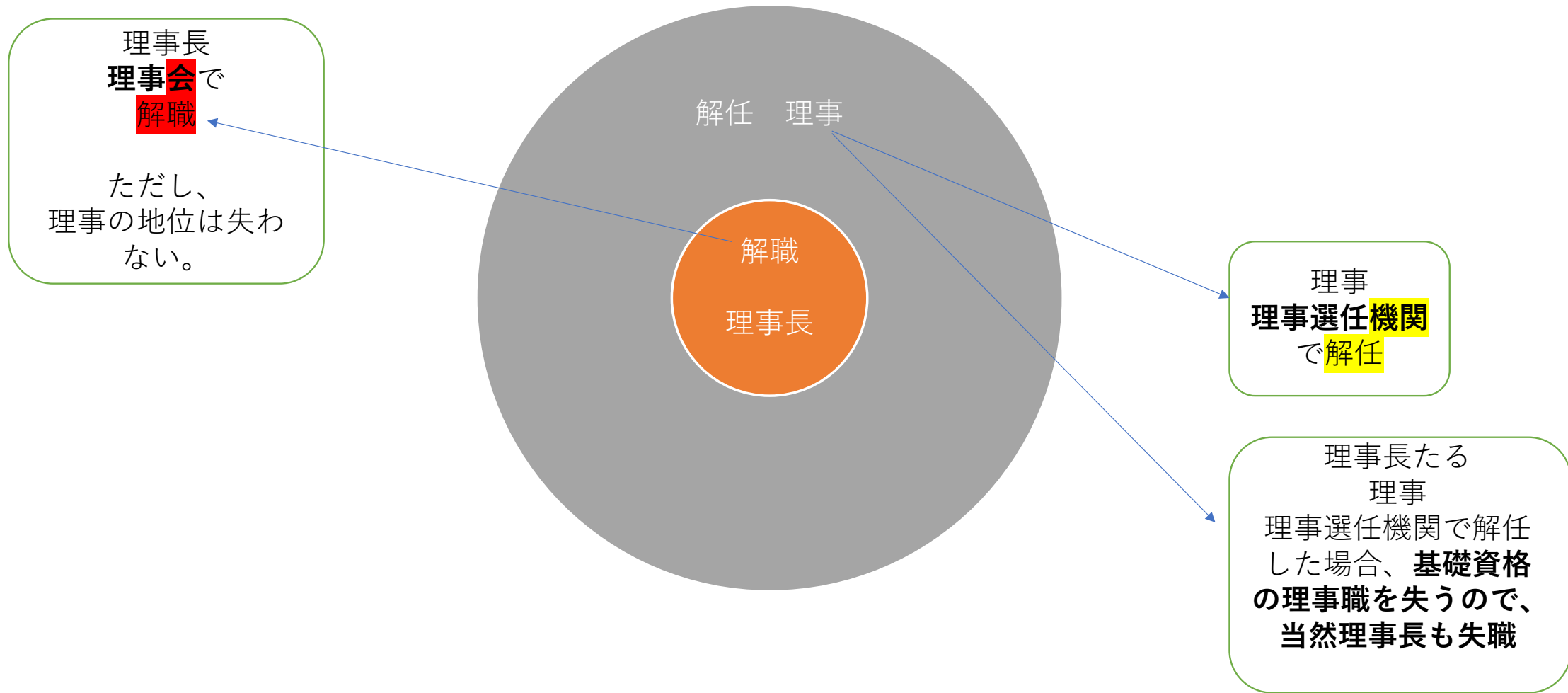
第2節 理事会及び理事の職務等

文科省寄附行為作成例（赤字加工）	文科省備考等	堂山解説・考察等（私見）
<p>（理事の職務） 第15条 <u>理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。</u></p> <p>〈私立学校法第36条第1項第2項。確認規定。記載任意〉 但し、この第1項を削除した場合、第2項は、必要的記載事項なので、第2項が第1項となり、外見出し（理事の職務）を（理事長の選定及び解職）と変更する。</p> <p>2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p>	<p>文科省備考等</p> <p>• 代表業務執行理事を置かない場合には規定する必要はないが、理事長に事故があるときに理事長以外の者が代表権を行使することができるようにするためには、左の例のように、代表業務執行理事を置くことができるようにしておく必要がある</p>	<p>第1項を記載しない場合以下のようにする。</p> <p>（理事長の選定及び解職） 第15条 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>代表権を理事長以外にも付与する場合、記載する。 通常の小規模法人ではいらない。</p>

選任と選定



解任と解職



第4章 理事会及び理事

第2節 理事会及び理事の職務等 小規模法人不要(私見)

文科省寄附行為作成例 (赤字加工)	文科省備考等
<p>3 理事(理事長を除く。)のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事のうち〇名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>3 理事(理事長を除く。)のうち〇名以内を副理事長とし、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代表業務執行理事を置かない場合には規定する必要はないが、理事長に事故があるときに理事長以外の者が代表権を行使することができるようにするためには、左の例のように、代表業務執行理事を置くことができるようにしておく必要がある。 代表業務執行理事について、副理事長等の名称を用いる場合には、法律上の名称と当該名称がどのような関係にあるのかを明らかにするために、例えば左のように規定すること。
<p>4 理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうち〇名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 理事のうち〇名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>4 理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうち〇名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。</p> <p>5 常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務執行理事を置かない場合には規定する必要はないが、現在は業務執行理事を置かないものの、将来的に置く可能性がある場合には、左の例のように規定することも考えられる。 業務執行理事について、常任理事等の名称を用いる場合には、法律上の名称と当該名称がどのような関係にあるのかを明らかにするために、例えば左のように規定すること。

第4章 理事会及び理事

第2節 理事会及び理事の職務等 第15条関係

文科省寄附行為作成例（赤字加工）	文科省備考等	
<p>5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 〈私立学校法第37条第6項確認規定。記載任意〉</p> <p>6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。</p> <p>7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。 〈私立学校法第37条第8項確認規定。記載任意〉</p>		代表業務執行理事を置く場合のみ記載

第4章 理事会及び理事

第2節 理事会及び理事の職務等 小規模法人不要

業務執行理事とその他の理事

★ 典型的な業務執行理事 ex;財務担当理事・園長たる理事

● 非業務執行理事 ex:外部理事（理事の業務執行を監督する理事）

※ 理事長は、代表権をもつと同時に理事会の決定事項等を執行する機関

理事長以外に代表権を付与する理事・法令上の業務執行権を付与する理事

常務理事・副理事長等→法令上の名称ではない。

法律上の業務執行理事にするのか

単にこのような名称を付した理事にするのか

寄付行為に記載した常務理事と寄付行為に記載しない常務理事

ただし、表見代表理事（代表権があると誤信して取引した相手方を保護）には留意

創業者等のいわゆる世襲園で理事長がご高齢の場合や非常勤理事長の場合等、小規模法人でも検討の余地はある。

第4章 理事会及び理事

第2節 理事会及び理事の職務等

文科省寄附行為作成例（赤字加工）

（代表権の制限）

第16条 理事長~~及び代表業務執行理事~~以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事の報告義務）

第17条 理事長~~、代表業務執行理事及び業務執行理事~~は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

解説等

〈私立学校法第37条確認規定。記載任意〉

法第39条第1項 理事長等の法定義務

令和7年5月21日理事会 ➡決算承認理事会

令和8年2月9日理事会 ➡補正予算・来年度予算等

-次年度-

令和8年5月30日理事会 ➡決算承認理事会

「4月を超える」の意義

毎会計年度なので、2月と5月に理事会開催した場合、2月から見るのではなく、5月からみて2月までの間隔。

※2月からみると5月は、3か月しかあいていないが、年度が違うので、この条文や法第39条第1項には、抵触しない。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	決算 理事会									予算 理事会	

役員等の選任がない年度のミニマム開催回数例

【決算時】

令和〇年 5月21日 事業報告・決算（計算書類等）報告理事会招集通知発送（メール・Teams等可）

令和〇年 5月25日 理事が評議員会に提出する議案について、監事の調査（適法性等）（法第54条）

令和〇年 5月30日 **理事会** 定時評議員会の日時、議案等の定め（法第70条第2項）事業報告書・計算書類（決算）承認

令和〇年 6月 1日 定時評議員会招集通知発送 法70条第4項等（全評議員の同意がある場合のみ省略できる。（法第74条））

令和〇年 6月10日 **定時評議員会(事業報告・決算報告) 必ず、理事会の後ろの日程〔評議員会を開催する前に必ず必要〕**

【予算時】

令和〇年 2月10日 理事会招集通知（1月14日・20日分）

令和〇年 2月11日 理事が評議員会に提出する議案について、監事の調査（適法性等）（法第54条）

令和〇年 2月20日 **理事会**（予算案・事業報告案等評議員会開催日時・議案等決議（法第70条第2項）

理事の業務執行状況状況定時報告（4カ月を超えて）

予算は、**予め、評議員会の意見を聴く**必要がある（法第36条第4項）

令和〇年 2月27日 **評議員会(予算案・事業計画の意見聴取又は法人によっては、決議)場合によっては、補正予算も追加**

令和〇年 2月27日 **理事会(予算案・事業計画案の決定)ここは、評議員会が先。**

毎会計年度（4月1日起算日から翌3月31日までの間）に4カ月を超えて年2回以上 理事長（業務執行理事含む）は、理事会に職務執行の状況を報告（第39条第1項）

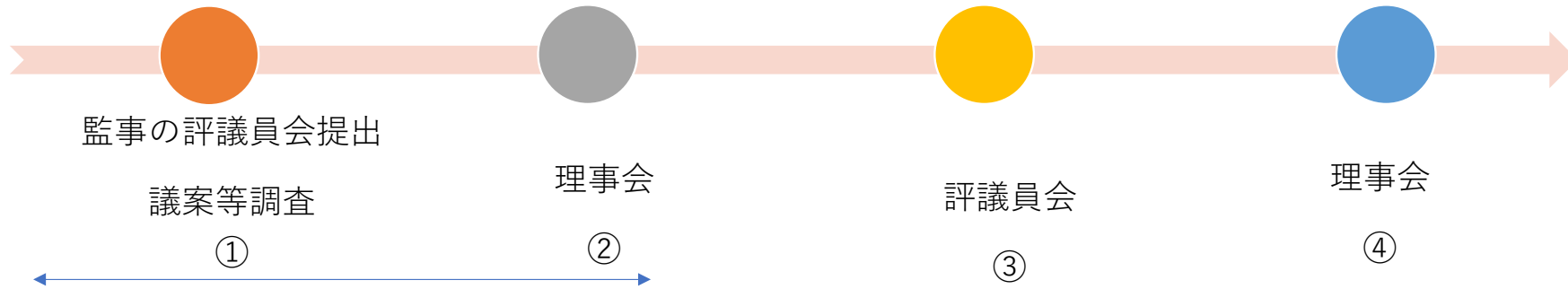
前年度2月と当年度5月に理事会を開催すると、4カ月を超えてないように見えるが、会計年度が違う。

この場合、5月に業務執行状況を報告し、翌2月に報告するので、会計年度2回以上、5月からみて2月は、4カ月以上感覚があいている。

〔改正法後の理事選任委員会・理事会・評議員会〕R7役員改選の場合 流れの一例(理事選任委員会の場合)

- 令和7年 4月 1日 理事選任機関（委員会）招集通知発送・理事会招集通知発送
- 令和7年 4月 8日 理事選任機関において候補者選任
- 令和7年 4月 9日 理事が評議員会に提出する議案の適法性等の監事の調査（法第54条義務）
- 令和7年 4月10日 **理事会** 理事候補者意見聴取手続にかかる評議員会開催日時等の定め（法第70条第2項）
- 令和7年 4月11日 評議員会招集通知発送（4月20日分） 理事選任委員会招集通知（4月21日分）
- 令和7年 4月20日 **評議員会** 理事の選任候補にかかる意見聴取 ★監事の選任（ここか、定時評議員会時 就任起算日注意）
- 令和7年 4月21日 理事選任委員会 評議員会での意見を踏まえ、理事選任決定（就任日は、定時評議員会終結後）
- 令和7年 5月21日 理事会招集通知発送
- 令和7年 5月25日 監事の定時評議員会議案等調査
- 令和7年 5月30日 **理事会** 定時評議員会の日時、議案等の定め（法第70条第2項）事業報告書・計算書類（決算）承認
- 令和7年 6月 1日 定時評議員会招集通知発送・理事会招集通知発送（理事長選定理事会）
- 令和7年 6月10日 **定時評議員会(終結後、新理事体制) 役員改選時は、旧役員の任期満了**
- 令和7年 6月10日 **理事会**（**理事長選定・同日定時評議員会終結後遅滞なく開催**）定時評議員会終結後に理事会を選定しない場合、
- 令和8年 1月10日 理事会招集通知（1月14日・20日分）
- 令和8年 1月11日 監事の理事が評議員会に提出する議案の適法性等の調査（法第54条）
- 令和8年 1月14日 **理事会**（予算案等評議員会開催日時・議案等決議（法第70条第2項）理事の業務執行状況状況定時報告（4カ月を超えて）
予め評議員会の意見を聴く必要がある（法第36条第4項）
- 令和8年 2月10日 **評議員会(予算案・事業計画の意見聴取又は法人によっては、決議)**
- 令和8年 2月10日 **理事会(予算案・事業計画案の決定)**
- 令和8年 5月 以下、略

〔改正法下における評議員会と理事会の順序〕 予算(補正及び来年度)・事業計画案(2月ないし3月頃)の場合



評議員が議決せず、意見聴取の場合予め、評議員会で意見を聴く必要がある。

①理事（長）が予算案・事業計画案を作成し、監事に審査依頼。（改正法追加義務）

②理事会で、評議員会の日時、議案等を決議（改正法で追加となった手続き）

③評議員会で予算及び事業計画書の意見聴取

④評議員会の決議を踏まえて、理事会で予算承認・事業計画承認

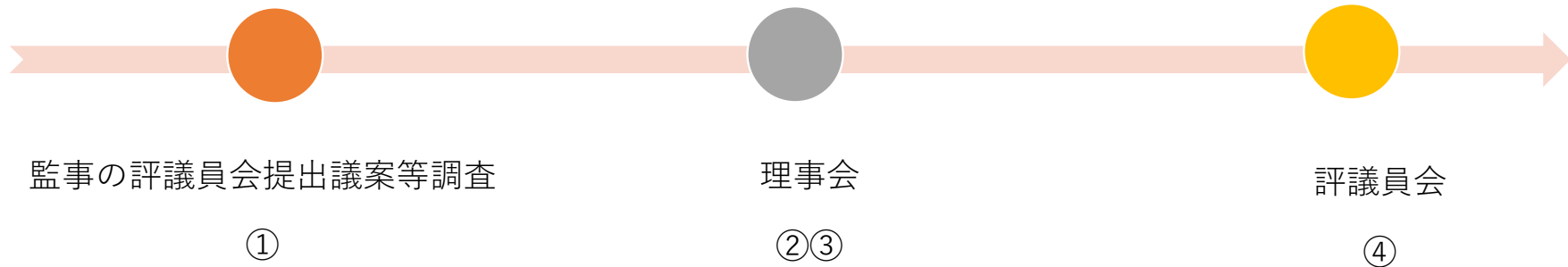
監事の調査が理事会より先か前かは、解釈によるので、弁護士又は公認会計士等のご専門家にご照会下さい。

要するに、議案の内容を理事会で確定させてから、監事の審査に回送するのか、理事が作成した原案をまず監事の審査に回した後に、理事会にあげるのかの違い。

違法性がない場合、問題にならないが、不当事項等があった場合、理事会では承認、その後、監事がNGを出した場合、監事の意見を無視して、そのまま評議員会に議案をあげるのかによって、その後の手続きが異なる。

監事は、その旨を評議員会に報告する義務がある。また、違法又は寄附行為に反する議案を理事者が評議員会に出すのは、業務執行の差止対象となる可能性がある。

〔改正法下における評議員会と理事会の順序〕 決算(計算書類等)承認・事業報告(5月ないし6月頃)の場合



- ①理事(長)が計算書類・事業報告案を作成し、監事に審査依頼(改正法追加義務)
- ②理事会で決算承認・事業報告
- ③理事会で、引き続き、評議員会の日時、議案等を決議(改正法追加手続き)
- ④評議員会へ報告(理事長・監事出席)

第4章 理事会及び理事

第3節 理事会の運営

文科省寄附行為作成例（赤字加工）

文科省備考等

堂山私見

（招集）

第18条 理事会は、理事長が招集する。〈必要的記載事項〉

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。〈私立学校法第41条第2項確認規定。記載任意〉

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。〈私立学校法第41条第3項確認規定。記載任意〉

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

〈私立学校法第44条第1項確認規定。記載任意〉

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。〈私立学校法第44条第1項確認規定。記載任意〉

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

〈私立学校法第44条第1項確認規定。記載任意〉

・理事長以外の理事を招集担当権者とすることも可能。

理事長が非常勤等で園長が理事の場合、「園長たる理事が招集する」でもよい。

「前」2項は、文字通り、第7項からみて、前の項2つ。この場合、第5項と第6項を指す。前に出てくる第2項でないので注意。

一般社団・財団法人法

・招集通知の発出期限は、一週間より短縮することも可能。

第4章 理事会及び理事

第3節 理事会の運営

文科省寄附行為作成例（赤字加工）	文科省備考等	堂山解説等
<p>（運営）</p> <p>第19条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。</p> <p>2 前条第2項及び第4項並びに第29条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長以外の理事を議長とすることも可能。 	
<p>（決議）</p> <p>第20条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「可否同数の場合は、議長の決するところによる」旨の規定は適当ではない。 	<p>〈私立学校法第42条第1項第3項確認規定。記載任意〉</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) この寄附行為の変更</p> <p>(2) 予算及び事業計画の作成又は変更</p> <p>(3) 基本財産の処分</p> <p>(4) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(5) 残余財産の帰属者の決定</p> <p>(6) 収益を目的とする事業に関する重要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3分の2を上回る割合とすることも可能。 ・第2号から第6号に規定する事項を特別決議としないことも可能。 ・第2号から第6号に規定する事項については、各学校法人の判断で、第3項に規定することも可能。 ・収益事業を行わない場合には、第6号は規定しない。 	<p>第2項第1号 〈私立学校法第42条第2項第1号確認規定。記載任意〉</p> <p>第2項～第6項は、記載しない場合、普通決議となる(過半数)。</p> <p>第3項の要件にするのも、3分の2を上回る定めも可能。</p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散</p> <p>(2) この法人の合併</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3分の2を上回る割合とすることも可能。 	<p>〈私立学校法第42条第1項第2項第2号確認規定。記載任意〉</p>

第4章 理事会及び理事

第3節 理事会の運営

文科省寄附行為作成例（赤字加工）

文科省備考等

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

作成例本文ではなく、こちらをお勧めする。事務方の書面議事録の場合、署名取付作業が楽になる。
他方で、出席監事の署名が必要になったことに注意が必要。次頁で解説
堂山私見

（業務の決定の委任）

第21条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

・議事録の署名担当者を定め、下記のように規定することも可能。

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第47条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第47条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 理事会及び理事

第3節 理事会の運営

文科省寄附行為作成例（赤字加工）

堂山解説

（議事録）

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第47条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

なお、現行法では、理事会及び評議員会について、議事録の要件を具体的に書いた条文はなく、慣行や通達によっている。

私立学校法施行規則（案）第15条

互選するときは、相対的記載事項（記載しないと効力が生じない事・第43条第2項括弧書き）なので、寄附行為に記載しなければ、全員の署名又は記名押印となる。

理事長選定理事会の議事録等は、要注意。法務局に登記する場合、出席理事全員の押印（実印）、印鑑証明を求められる可能性がある。

地味に事務方によっては、重要

条文が間違っていないか、確認。
これは、評議員会の議事録の条文である。
作成例の切り貼りをすると条番号がずれるので、都度確認。当然、不備補正の対象になる。

第5章 監事 第1節選任及び解任等

文科省寄附行為作成例（赤字加工）

（監事の選任）

第23条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

〈注意〉

（監事の資格）

第24条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

〈私立学校法第31条第3項第6項・第46条確認規定。記載任意〉
だが、譲渡所得等の非課税特例の対象法人となるためには、右のように記載する。

文科省備考等

堂山解説・考察等

〈必要的記載事項〉

（監事の資格）

第24条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

第5章 監事 第1節選任及び解任等

文科省寄附行為作成例（赤字加工）

（監事の任期）

第25条 監事の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

文科省備考等

・監事の任期を短縮することは可能。ただし、理事の任期は監事の任期を超えてはならないことに留意すること。

堂山解説・考察等

〈必要的記載事項〉

理事の任期 \leq 監事の任期

最低年数は、理事任期～最長は、6年

第5章 監事 第1節選任及び解任等

文科省寄附行為作成例（赤字堂山加工）	文科省備考等	堂山解説・考察等（私見）
<p>（監事の解任及び退任） 第26条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき○ (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき○ (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき○</p>	<p>〈必要的記載事項〉</p>	<p>とき「。」句点をうつ。 法第48条 監事の解任権は、評議員会の専権 法33条第1項 法33条第2項 ※理事の解任事由と同じ場合 （監事の解任及び退任） 第26条 監事が<u>第11条第1項各号に該当するときは</u>、評議員会の決議によって解任することができる。</p>
<p>2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。</p>		<p>〈私立学校法第48条第2項確認規定。記載任意〉</p>
<p>3 監事は次の事由によって退任する。 (1) 任期の満了 (2) 辞任 (3) 死亡</p>		<p>ここも理事と同じ。</p>

第5章 監事 第1節選任及び解任等

文科省寄附行為作成例（赤字堂山加工）

（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

第27条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

〈私立学校法第49条 確認規定。記載任意〉
第1項から第5項すべて、記載任意

堂山解説・考察等（私見）

【改正私立学校法第49条】

（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

第49条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

この条文は、改正法第49条の〔丸写し〕

第27条 監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続きは、私立学校法第49条の規定による。

第5章 監事 第1節選任及び解任等

文科省寄附行為作成例（赤字加工）	文科省備考等	堂山解説・考察等（私見）
<p>（監事に欠員を生じた場合の措置）</p> <p>第28条 監事は、第6条に定める定数を下回る事となったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。</p> <p>2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。</p> <p>〈私立学校法第50条第3項第1項・第3項確認規定。記載任意〉</p>		<p>第50条第1項 第50条第3項 監事が2人しかいない場合、必ず補充。</p> <p>条文がづれていないか確認。 「2名」と記載することも可能であると思われる。</p> <p>（監事に欠員を生じた場合の措置） 第28条 監事は、2名を下回る事となったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。</p>

第5章 監事 第2節 職務等

文科省寄附行為作成例 (赤字加工)	条文	堂山解説・考察等 (私見)
<p>(監事の職務)</p> <p>第29条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の業務及び財産の状況又は並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</p> <p>(3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。</p> <p>(4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに〇〇県知事(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。)に報告すること。</p> <p>(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務</p>	<p>(法第52条第1号)</p> <p>(法第56条第1項)</p> <p>(法第52条第2号)</p> <p>(法第56条第2項第3項)</p> <p>(法第57条第1項)</p>	<p>法第52条 必要的記載事項に「その他監事に関する事項」とあるが、条文に記載がある職務が必要的記載事項かどうかは不明。</p> <p>〈私立学校法第52条第55条～第57条確認規定。記載任意〉</p> <p>寄附行為第29条は、全文、記載をするのは、任意</p> <p>注意 大阪府は、知事所管から教育長に移管されたようである。</p>

第5章 監事 第2節 職務等

文科省寄附行為作成例 (赤字加工)

文科省備考等

堂山解説・考察等 (私見)

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

〈私立学校法第52条第55条～第57条確認規定。記載任意〉

(調査権限等)

第30条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

大学法人は、第30条に常勤監査役の選定及び解職の規定が入るので、注意。
〈私立学校法第53条確認規定。記載任意〉

~~2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。~~

子法人がない場合には、規定しない。

子法人がある場合、削除しない。
なお、正当理由がある場合、子法人は、報告又は調査の拒否権がある(法53条第3項)

3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

監事の調査義務(法第54条)新設別紙参照

評議員会開催前には議案のチェックする。監事の仕事が増えた。
〈私立学校法第54条確認規定。記載任意〉

〔監事の評議員会議案調査〕

- 改正私学法では、理事が評議員会へ議案を提出する場合、監事が議案や書面等の資料（電磁的なものを含みます。）について、調査義務が課せられました。

調査報告書例 ひな型 別紙

必ずしも調査報告書を作成する必要はない。

評議員会で監事が口頭で調査結果を報告するのもあり

→法律は調査義務があり、調査の結果、**NG**のときのみ報告義務がある。

検査・監査対策としては、証拠書面を形にすることも検討。

第5章 監事 第2節 職務等

文科省寄附行為作成例 (赤字加工)

(理事の行為の差止め)

第31条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

〈私立学校法第58条確認規定。記載任意〉

文科省備考等

堂山解説・考察等 (私見)

法令は、法第58条

「請求する **訴えを提起** することができる」とある。

これは、裁判所の手続きを経ずとも、行為の差止め請求ができることを定めた規定なのか。

これは、法第58条とは全く関係のない話なのか。

cf; 会社法第385条では、差止めできるがこの条文とは書きぶりが違う。

文科省に照会中→裁判所の手続きなくとも差止できる(文科省回答)

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

文科省寄附行為作成例 (赤字加工)

文科省備考等

堂山解説・考察等 (私見)

(例1:評議員会で評議員を選任する場合)

(評議員の選任)

第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- (1) この法人の職員のうちから選任した者 1名
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から選任した者 1名
- (3) 学識経験者のうちから選任した者 5名

2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 評議員会は、評議員の総数が7名を下回る事となるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

評議員は、理事数+1以上
最低数6人 幼稚園法人標準7人

1名以上2名まで(必置)7人の場合
1名以上(必置)

幼保連携認定こども園の幼稚園認可廃止による同一学校としての連続性・文科省に照 会 中

→同一性のある学校として差し支えな(文科省回答)

下位の規範への委任規定
認可審査対象なのか文科へ確認中

→この規程は、認可事項でないとの文科省回答

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(例2: 充て職や複数の機関で評議員を選任する場合)

文科省寄附行為作成例 (赤字堂山補足・加工)	文科省備考等	堂山解説・考察等 (私見)
<p>(評議員の選任)</p> <p>第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)この法人の職員で評議員会において選任した者 2名</p> <p>(2)〇〇〇幼稚園園長→注意 2園以上の設置園がある法人のみ可能。さらに当該園長が理事でないこと。</p> <p>(3)この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、評議員会において選任した者 1名</p> <p>(4)学識経験者の中から、第四号評議員選任委員会において選任した者 1名</p> <p>2 前項第1号及び第2号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。</p> <p>3 第1項第2号に定める評議員は、その職を退いた場合であっても、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。</p> <p>4 第4号評議員選任委員会は、学外有識者〇名で構成する。</p> <p>5 評議員会及び第4号評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。</p> <p>6 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。</p> <p>7 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。</p>	<p>• 職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととする 것도可能(ただし、職員評議員が一人もいなくなることは、私立学校法第62条第3項第1号に違反することに留意する必要がある。)</p> <p>評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。</p>	<p>一般的に職員の退職日は、3月31日付、他方で、評議員の任期満了日は、6月。この第2項の規定は、注意が必要。</p> <p>第2項は、第3項は、条文の書きぶりが綺麗でない。</p> <p>2 前項第1号に定める評議員が、この法人の職員の地位を退いたときは、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時に評議員を退任するものとする。</p> <p>3 前項第2号に定める評議員が、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。</p> <p>• この第32条の条文構造、記載例は、設置学校が1つの法人は、要注意。</p>

第6章 評議員会及び評議員 第1節 評議員の選任及び解任等

堂山案 作成例

堂山解説・考察等（私見）

(評議員の選任)

第32条 評議員は、次に掲げる者とする。

- (1)この法人の職員で評議員会において選任した者 2名
- (2)〇〇幼稚園(※1)を卒業した者で25歳以上のもののうちから、評議員会において選任した者 1名
2園以上設置園がある場合、「この法人の設置学校を卒業した者で～」
- (3)学識経験者のうちから、評議員会において選任した者 1名
- (4)学識経験者のうちから、理事長(※2理事会)において選任した者 3名

※理事会にした場合、会議が1回増えることに留意。理事長選任の方が早い。

- 2 前項第1号に定める評議員が、この法人の職員の位置を退いたときは、評議員の地位を失うものとする。
- 3 評議員会及び理事長は、それぞれ、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- 5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

評議員選任委員会を設置した場合、評議員3名等にする。評議員選任委員会を設置する場合のメリットは、評議員全員を招集しなくて済み、コスト削減になる。
この案では、理事者は、入れない。
理事長が第4号で、評議員を3名選任する例であり、理事者(理事長)が選任できる評議員数は、全評議員の2分の1以下である。
従って、定数(員数)7名の場合、3名となる。他方で、理事と評議員の任期が同じ場合で、且つ、理事選任委員会等を置いた場合や評議員会が理事選任機関となる場合は、選任にかかる意見聴取手続き又は評議員会での選任のため(後者の場合)、必ず、評議員会を開催することとなるので、評議員選任委員会を置くと手続きがひとつ増える。

2 前項第1号に定める評議員が、この法人の職員の地位を退いたときは、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時に評議員を退任するものとする。とする規定も可能。
→職員が1名の場合又は全員が退職した場合、違法状態になることに留意。

全員男性又は女性NG

※現評議員が全員 男性又は女性の場合、性別を理由に重任できなくなるのは、合理的な制限かについては、今後、議論とならないか。配慮義務の意味。努力義務ではない。

第6章 評議員会及び評議員 第1節 評議員の選任及び解任等

堂山案 作成例 評議員選任委員会を置く場合（必ずしも置く必要はない）
〈小規模法人は、評議員会選任4名・理事長ないし理事会が3名選任でよいのではない〉

(評議員選任機関)

第32条 この法人に評議員選任委員会を置く。

- 2 評議員選任委員会の委員の定数(員数)は、3名とし、構成員は、次条第1項第1号及び第3号の評議員とする。
- 3 評議員の任期の規定は、評議員選任委員の任期について、準用する。この場合において、「評議員」を「委員」に読み替えるものとする。(又は、読み替え、適用するものとする。)
- 4 評議員選任委員会は、理事長が招集する。
- 5 評議員選任委員会の決議は、委員の過半数 (3分の2)が出席し、その過半数 (3分の2の多数)をもって行う。
- 6 評議員選任委員会の議事録、その他理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、評議員選任委員会運営規程で定める。

この場合、第32条を第33条に繰り下げる。以下同じ。

第32条の 評議員会を「評議員選任委員会」にする。

第6章 評議員会及び評議員 第1節 評議員の選任及び解任等

文科省寄附行為作成例（赤字加工）
堂山解説・考察等（私見）

（評議員の資格）

第33条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

〈私立学校法第31条第3項・第6項・第46条第2項3項第62条確認規定。記載任意〉ではあるが、譲渡所得等の非課税特例の対象法人となるためには、以下のように記載する。

（評議員の資格）

第33条

評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の評議員は、他の二人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

文科省寄附行為作成例 (赤字加工)

文科省備考等

堂山解説・考察等 (私見)

(評議員の任期)

第34条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第35条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、**当該評議員を選任したものの決議**によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。
- ~~(3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。~~

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

・評議員の任期を短縮することは可能。ただし、理事の任期は評議員の任期を超えてはならないことに留意すること。

・評議員の解任方法は、原則として選任したものが解任できるものとする。

注意。理事の任期以上。
法第63条 第32条第2項反対解釈
評議員は、理事の任期以上でなければならない。監事に同じ。6年は上限。
理事の任期は、監事、評議員の任期を超えてはならない。

評議員選任委員会を評議員のうちから、3名から選定した場合、一部の評議員は、自己選任、自己解任となる可能性があり(違法ではない)、設計の仕方によっては、解任権を「評議員会」等に拡張することも検討する。

任意記載 このほか、寄附行為で定めることができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

文科省寄附行為作成例 (赤字加工)	文科省備考等	堂山解説・考察等 (私見)
<p>3 評議員は、<u>第6条</u>に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。</p> <p>〈文科省作成例では、独立した「条」ではなく、「項」で整理している。） 理事の権利義務承継(作成例第12条)、 監事の権利義務承継(作成例第28条)は、 (理事に欠員を生じた場合の措置)、 (監事に欠員を生じた場合の措置)、 との(外見出し)をつけ、独立の条文を設けているが、 評議員の権利義務承継規定だけ、第3項に規定している。</p> <p>(評議員に欠員が生じた場合(とき)の措置) 第36条 <u>評議員</u>は、<u>第6条</u>に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。</p>	<p>6人を超える人数を設定しない場合は、寄附行為にその旨を規定しておく必要あり。</p>	<p>→ (条文引用注意。間違えやすいので、この寄附行為に定める定数又は7名等、の記載でもよい。)特に第5条等削った条文で繰り上げしてる場合等、注意。</p> <p>→ このように分離することも検討。 こだわりなければ作成例のとおりでもよい。 。なお、法第65条第1項</p>

第6章 評議員会及び評議員

第2節 評議員会及び評議員の職務等

文科省寄附行為作成例（赤字加工）	文科省備考等	堂山解説・考察等 (私見)
<p>(評議員会の構成)</p> <p>第36条 評議員会は、全ての評議員で組織する。 〈私立学校法第66条第1項確認規定。記載任意〉</p> <p>(評議員会の職務等)</p> <p>第37条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。</p>		
<p>2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) 重要な資産の処分又は譲受け</p> <p>(2) 多額の借財</p> <p>(3) 予算及び事業計画の作成又は変更</p> <p>(4) 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更</p> <p>(5) 収益事業に関する重要事項</p> <p>(6) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更</p> <p>(7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(8) 寄附金品の募集に関する事項</p> <p>(9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p>	<p>・第2項各号に掲げる事項については、各学校法人の判断で、評議員会の決議事項とすることも可能。</p> <p>・収益事業を行わない場合には、第五号は規定しない。</p> <p>・第2項第7号から第9号に掲げる事項について、評議員会の意見を聴かなければならないこととするかどうかは、各学校法人の判断に委ねられていること。</p>	<p style="color: red;">任意</p>

第6章 評議員会及び評議員

第2節 評議員会及び評議員の職務等

文科省寄附行為作成例（赤字加工）	文科省備考等	堂山解説・考察等（私見）
<p>3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。</p> <p>(1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに關する寄附行為の変更</p> <p>(2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散</p> <p>(3) 合併</p>	<p>・これらについて、評議員会の決議事項とするかどうかは、各学校法人の判断に委ねられていること(ただし、決議事項としない場合は、第2項で規定する意見聴取事項に位置付けることが必要であること。</p>	<p>知事所轄法人(小規模)は、意見でよい。</p>

第6章 評議員会及び評議員 第2節 評議員会及び評議員の職務等

第37条 文科省寄附行為作成例（堂山案）決議をなしにして意見聴取だけにする場合

（評議員会の職務等）

第37条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- ~~(5) 収益事業に関する重要事項（収益事業がある場合、削除しない。）~~
- (5) 寄附行為の変更
- ~~(7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄（任意規定）~~
- ~~(8) 寄附金品の募集に関する事項（任意規定）~~
- (6) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (7) 合併
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの（任意規定）

第3項は、第2項に集約して「決議」を「意見」にしたため、削除。

第6章 評議員会及び評議員

第2節 評議員会及び評議員の職務等

文科省寄附行為作成例（赤字加工）	文科省備考等	堂山解説・考察等（私見）
<p>（理事の行為の差止めの求め） 第38条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第31条の請求を行うことを求めることができる。 〈私立学校法第67条確認規定。記載任意〉</p>		<ul style="list-style-type: none"> （理事の行為の差止め） 第31条
<p>2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。 〈私立学校法第67条確認規定。記載任意〉</p>		<ul style="list-style-type: none"> 監事に差止請求することを評議員会否決した場合、あや手続き遅滞のとき、評議員が単独で、理事に直訴できる規定。
<p>（責任追及の訴えの求め） 第39条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。 〈私立学校法第140条第1項確認規定。記載任意〉</p>		<ul style="list-style-type: none"> 任務懈怠による賠償請求を行うよう、評議員が理事長に請求。

第6章 評議員会及び評議員 第3節 評議員会の運営

文科省寄附行為作成例（赤字加工）	文科省備考等	堂山解説・考察等（私見）
<p>（開催） 第40条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>文科例だと、5月に開催したいときは、できない。通常6月想定だが、柔軟に定める方がよい。文科省は、定時評議員に対して、「臨時」評議員会という用語を使用していない？一般的にが使うが所轄庁がつかっていないので、上記のような書きぶりのまま、右のように書くのが無難かもしれない。一般的には、開催ではなく、招集を使う。「招集」「開催」どちらでもよい（文科省回答）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定時評議員会は、原則として4月から6月までの一定の時期に開催すること。 ・定時評議員会の開催時期を、「毎会計年度終了後3月以内」と規定することも可能。 こちらがお勧め。 	<p>（評議委会 第40条 定時評議員会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に招集するほか、臨時評議員会は、必要がある場合に、随時招集する。 必要的記載事項 堂山案</p>
<p>（招集） 第41条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長以外の理事を招集担当権者とすることも可能。 	
<p>2 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p> <p>〈私立学校法第71条第1項確認規定。記載任意〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3分の1を下回る割合とすることも可能 	<p>3分の1でよい。</p>
<p>3 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日前までにしなければならない。</p> <p>〈私立学校法第71条第2項確認規定。記載任意〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3分の1を下回る割合とすることも可能。 ・20日を下回る期間とすることも可能。 	<p>3分の1でよい 20日でよい。</p>

第6章 評議員会及び評議員 第3節 評議員会の運営

文科省寄附行為作成例（赤字加工）

文科省備考等

堂山解説・考察等

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

(1)会議の日時及び場所

(2)会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3)会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

〈私立学校法第70条第2項・第4項ないし第6項確認規定。記載任意〉

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

〈私立学校法第70条第4項確認規定。記載任意〉

(評議員による招集)

第42条 前条第2項の規定による請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、〇〇都道府県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

〈私立学校法第72条確認規定。記載任意〉

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法(他の評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

〈私立学校法第72条確認規定。記載任意〉

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

〈私立学校法第72条確認規定。記載任意〉

1週間前より短縮不可。
全員の同意がある場合、招集手続きを経ることなく開催することができる。

20日は、変更不可。
強行規定

第6章 評議員会及び評議員

第3節 評議員会の運営

文科省寄附行為作成例（赤字加工）	文科省備考等	堂山解説・考察等（私見）
<p>（監事による招集）</p> <p>第43条 第29条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第41条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。</p> <p>〈私立学校法第57条第2項・第73条確認規定。記載任意〉</p> <p>2 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。</p> <p>〈私立学校法第57条第2項・第73条確認規定。記載任意〉</p> <p>（招集手続の省略）</p> <p>第44条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>〈私立学校法第74条確認規定。記載任意〉</p>		
<p>（運営）</p> <p>第45条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。</p>	<p>選任方法は、各法人の判断。</p>	<p>この規程だと、理事長や園長が議長にはなれない。そもそも評議員ではないが（一園の場合）実際に進行できるのか不安</p>

第6章 評議員会及び評議員 第3節 評議員会の運営

文科省寄附行為作成例（赤字加工）	文科省備考等	堂山解説・考察等（私見）
<p>（決議）</p> <p>第46条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。</p> <p>4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。</p>	<p>・評議員会の決議要件は、法令の要件を加重又は軽減できないこと。</p>	<p>前2項とは、この場合、46条第1項と第2項を差す。前の第2項ではない。第(2)号でもない。</p>

第6章 評議員会及び評議員 第3節 評議員会の運営

文科省寄附行為作成例（赤字加工）	文科省備考等	堂山解説・考察等（私見）
<p>(議事録) 第47条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>この作成例では、電磁的記録、電子署名がないように見えるが、理事会の議事録のところで、規定してあるので、電子署名対応可。</p> <p>2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第47条第2項において同じ。)又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。</p>	<p>・議事録の署名担当者を定め、以下のように規定することも可能。</p> <p>署名(電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第47条第2項において同じ。)</p>	<p>法第78条 第47条 評議員会の議事については、文部科学省令(私立学校法施行規則)で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。</p> <p>※私立学校法施行規則(案)第22条 書面又は電磁的記録 開催日時(22-3-1) 場所 場所には、リモート出席等は、その方法を記載。 その他、監事が請求したものであるときは、その旨等。 議事要領・結果 特別利害関係がある場合、その氏名 出席者氏名・議長を置いた氏名 議事録作成者 Etc</p>
<p>(役員の出席等) 第48条 理事長(、代表業務執行理事、業務執行理事)及び監事は、評議員会に出席しなければならない。</p>	<p>・代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない場合には、[]内は規定しない。</p>	

第7章 理事会と評議員会の協議 **(この章は任意)** 小規模向けではない。

文科省寄附行為作成例 (赤字堂山加工)	文科省考等	文科省寄附行為作成例 (赤字堂山加工)
<p>(例1:理事・評議員協議会を設置する場合) (理事会及び評議員会の協議)</p> <p>第49条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から20以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。</p>	<p>・理事会と評議員会の決議が分かれた場合の取り扱いについて規定するかどうかは、学校法人の判断に委ねられること。ただし、一定の手続により理事会又は評議員会の決議があったものとみなすなど、いずれかの決議を不要とするような規定は設けられず、いずれにせよ理事会の決議、評議員会の決議が必要であることに留意すること。</p> <p>理事・評議員協議会の決議要件は、加重することも可能。</p>	<p>(例2:理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合) (理事会及び評議員会の協議)</p> <p>第49条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。</p>
<p>2 理事・評議員協議会の構成員は、理事○名、評議員○名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。</p>		<p>2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。</p>
<p>3 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。</p>		<p>3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。</p>
<p>4 理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>		
<p>5 理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。</p>		
<p>6 理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。</p>		

評議員会の決議条項 (第37条第3項) を削除して、意見聴取だけにした場合、思い切ってこの章を削除することも検討されては。

第8章 予算及び事業計画等

文科省寄附行為作成例

文科省考等

堂山解説・考察等
(私見)

(会計年度)

第50条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
〈私立学校法第98条確認規定。記載任意〉

(予算及び事業計画)

第51条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第52条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。**ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。**

〈私立学校法第100条確認規定。記載任意〉だが、削除せず、**ただし書きを加えて、記載することをお勧めする。(租税特別措置法の適用法人となるためには、必要な条文)**

第8章 予算及び事業計画(並びに役員の責任免除)等

文科省寄附行為作成例 (赤字加工)	文科省備考等	堂山解説・考察等 (私見)
<p>(責任の免除) 第53条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として<b style="color: green;">理事会の決議によって免除することができる。</p>	<p>・役員の責任の一部免除を行わない場合には、規定しない。 ・本規定は私立学校法第93条第1項に基づく責任の免除であり、私立学校法第91条及び第92条に基づく評議員会の決議による責任免除は、寄附行為に定めなくとも可能。</p>	<p><b style="color: red;">必ず、規定した方がいい。 原則は、法91条で評議員決議がなければ免責できないのを法93条で例外を設けている、善意無重過失+α諸事情を勘案。</p>
<p>2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。</p>	<p>〈私立学校法第93条第2項確認規定。記載任意〉</p>	<p>法定手続き 法93条第2条 議案提出の同意であり、免除の同意ではない。</p>
<p>3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には<b style="color: red;">1か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。</p>	<p>・異議申述期間は、一か月以上の期間としなければならない。 〈私立学校法第93条第3項確認規定。記載任意〉</p>	<p>小規模法人は、長くしない方がいい。 最短の1か月でよい。</p>
<p>4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。</p>	<p>・十分の一を下回る割合とすることも可能。 〈私立学校法第93条第4項確認規定。記載任意〉</p>	<p>小規模法人は、要件を重くしない方がいい。 10分の1でいい。</p>
<p>5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。</p>	<p>〈私立学校法第93条第5項・第92条第4項準用確認規定。記載任意〉</p>	

第8章 予算及び事業計画(並びに役員の責任免除)等

文科省寄附行為作成例(赤字堂山加工)

文科省考等

堂山解説・考察等(私見)

(責任限定契約)

第54条 理事(理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

- 役員と責任限定契約を締結しない場合には、規定しない。

契約していない場合、検討されてみてはいかが。
今後、契約予定のある場合、この条項は残す。削らない方がいい。
金1万円でも金1円でも法的には問題ない。
ただし、1円だと、所轄庁から、もう少し上げてはかがかと、行政指導があるかもしれない。

改正法第94条第1項

理事の賠償責任の整理 (第三者と対学法に大別される)

学校法人に対する賠償義務(法第88条) 参考になる他の法令[会社法第423条]等

第1項 役員等 (理事・監事・評議員・会計監査人)

① **任務懈怠〔学法に対する善管注意義務違反・忠実義務違反〕**

② 過失責任

③ 法人の損害 (①との因果関係必要)

第2項 **理事のみが、競合取引**の規制対象 (一般財団法人・財団法人法第84条第1項第1号)

① 競合取引 ② 過失責任

第3項 **理事のみが、利益相反取引**の規制対象 (一般財団法人・財団法人法第84条第1項第2号又は第3号取引)

特別代理人選任条項は、令和元年改正 (R2.4.1施行) で削除 (当時の私学法第40条の5)

第三者に対する賠償義務(法第89条)

第1項 役員等 (理事・監事・評議員・会計監査人)

① 第三者の損害 ② 職務上の行為 (不作為含む) ③ 悪意又は重過失

Cf; 学校法人は、理事長等が行った第三者に対する故意または重過失はもちろん、過失に対しても賠償責任は、当然負う (法第40条一般財団法人法第78条準用)

第2項 前項と同様だが、注意を怠らなかったことを証明した場合のみ以下は、免責。

第1号 理事

① 計算書類 (附属明細含む)、財産目録における重要事項の虚偽記載・虚偽記録 (不記載は不明)

② 虚偽登記 ③ 虚偽公告

第2号 監事 監査報告書 重要事項についての虚偽記載・又は記録すべき事項の虚偽記録

第3号 会計監査人 略

第9章 資産及び会計

文科省寄附行為作成例(赤字堂山加工)	文科省考等	堂山解説・考察等(私見)
<p>(資産) 第55条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。</p>		<p>法第23条第1項第12項 資産及び会計に関する事項（必要的記載事項）。</p>
<p>(資産の区分) 第56条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。</p> <p>3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中、運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。</p> <p>4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。</p> <p>5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。</p>	<p>・収益事業を行わない場合には、〔 〕内は規定しない。</p> <p>・収益事業を行わない場合には、規定しない。</p> <p>・収益事業を行わない場合には、〔 〕内は規定しない。</p>	<p>〔収益事業を行わない場合〕 (資産の区分) 第56条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。</p> <p>3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中、運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。</p> <p>4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。</p>
<p>(基本財産の処分の制限) 第57条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。</p>		<p>基本金の取り崩し等</p>

〔解説〕役員・評議員・会計監査人の学校法人に対する賠償責任

改正法条文

旧法

改正法第88条 任務懈怠による賠償責任

役員(理事・監事)のみならず、**評議員と会計監査人も任務懈怠の賠償に加わった。**

小規模園では、今後、評議員にも、丁寧に説明をしないと、なり手が萎縮し、外部理事同様、人選が困難になる可能性がある。

ほぼ無報酬に対して、責任は軽くない。

責任が、名誉職・ボランティアの範囲を超えてきている。

旧法(現行法)第44条の2

対象は、役員のみだった。評議員は対象外 会計監査人制度はない。

任務懈怠とは、学校法人に対する理事の責任を怠ること。

①善管注意義務(善良な管理者としての注意義務)違反

②忠実義務違反

CF; 取締役の責任は、過失責任が原則(会社法120条4項、423条、462条2項、465条等)。

ただし、①自己のために利益相反取引をした取締役(会社法428条)、

②株主の権利行使に関し財産上の利益を供与した取締役(会社法120条4項但書)については、無過失責任とされている。

役員等は、学校法人と委任契約を締結している。

民法上の債務不履行だけでは不十分として会社法では、第423条で任務懈怠等を定めた。その内容を私学法も前回の改正で、踏襲したのではないかとと思われる。

従前、零細企業でも株式会社は、3人以上の取締役が必要だったため、いわゆる名義貸しとはいわないが、名ばかり取締役が多く存在し、安易に取締役になる人が多かった。このこともあり、日本では、会社役員や団体役員に人的つながりで、安易に就任する人が多いように見える(私見)。昨今、営利法人のみならず、中間法人、公益法人でも相次いでガバナンス強化の向に向かっており、ボランティア役員であろうが、責任を追及される本来の在り方になってきている。

第9章 資産及び会計

文科省寄附行為作成例(赤字堂山加工)	文科省考等	堂山解説・考察等(私見)
<p>(積立金の保管)</p> <p>第58条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。</p> <p>郵政民営化法令により、新たな郵便貯金の預入はできません。お預入れいただいている貯金は払戻しのみのお取扱いとなります(ゆうちょ銀行HPより)。</p> <p>この作成例は、古い作成例の条文をそのまま使っている。間違いではないが、新たに預け入れることができない。確実な有価証券は、存在しない。この例が、日本国国債等を差しているのかは不明。</p>		<p>(積立金の保管)</p> <p>第58条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、若しくは又確実な金融機関銀行に定期預金、又はほとし、若しくは定額郵便貯金として、理事長が保管する。</p> <p>また、信金、信組等は、銀行ではないので金融機関としている。保険会社に積立することも可能となる。</p> <p>投機的取引でない限り、ここの記載は、柔軟。「資産運用規程」等に委任することも検討。</p> <p>(積立金の保管)</p> <p>第58条 基本財産及び運用財産中の積立金は、運用資産規程に定める方法で運用するものとし、理事長がこれを保管する。</p>
<p>(経費の支弁)</p> <p>第59条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。</p>		<p>理事長が非常勤の場合、「園長」「事務長」にしても差支えないが、寄附行為上は、「理事長」としておき、定款実施規程や経理規程で、理事長が具体的に委任することも可能だと思われる。予め、所轄庁と協議されることをお勧めする。</p>

第9章 資産及び会計

文科省寄附行為作成例(赤字堂山加工)	文科省考等	堂山解説・考察等(私見)
<p>(会計) 第60条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。</p> <p>2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。(収益事業を行う場合のみ記載)</p> <p>〈私立学校法第101条確認規定。記載任意〉</p>	<p>・収益事業を行わない場合には、規定しない。</p>	
<p>(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄) 第61条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。</p>		
<p>(事業報告及び決算) 第62条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 計算書類 (4) 計算書類の附属明細書 (5) 財産目録 		

第9章 資産及び会計

文科省寄附行為作成例(赤字堂山加工)	文科省考等	堂山解説・考察等(私見)
<p>2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。</p> <p>3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>・収益事業を行わない場合には、規定しない。</p>	
<p>(財産目録等の備置き及び閲覧等)</p> <p>第63条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿(役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第69条第2号において同じ。)を作成しなければならない。</p> <p>2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。</p>	<p>・閲覧・交付については、評議員、設置する学校に在学する者その他の利害関係人からの請求に対応することで足りる。</p>	<p>〈私立学校法第107条 第1項第2号・第3号・第3項～第6項 確認規定。記載任意〉</p>
<p>(資産総額の変更登記)</p> <p>第64条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。</p>		<p>〈組合等登記令(昭和39年政令第29号) 第3条第3号 3か月以内資産登記等 確認規定。記載任意〉</p>

第10章 寄附行為の変更

文科省寄附行為作成例(赤字堂山加工)	文科省考等	堂山解説・考察等(私見)
<p>(寄附行為の変更)[大臣所管法人用] 第65条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議(私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。)を得て、〇〇都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、〇〇都道府県知事に届け出なければならない。</p> <hr/> <p>(寄附行為の変更)[知事所管法人用]こちらが無難 第65条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、〇〇都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て〇〇都道府県知事に届け出なければならない。 ※大阪府は、「教育長」に届出。</p> <p>条文の書きぶりが、あまりきれいではないが。</p>	<p>・括弧書きにおいて除く私立学校法第23条の規定は、第37条第2項第6号において規定した内容と同じ内容とすること。</p> <p>寄附行為変更 に評議員会 の決議を必 要としない こととする 場合には、 左のように 規定する</p>	<p>法第108条 大臣所轄法人は、法第150条で評議員会の決議を加重。但し、軽微な変更は、意見聴取で可(法150条括弧書き)。 ▶施行規則第52条(寄附行為の軽微な変更) 法23条第1項第4号〔事務所の所在地〕 第6号〔理事会招集理事会に関する事項〕 第9号〔評議員会招集評議員会に関する事項〕 第11号〔会計監査人に関する定数・事項〕 第12号〔資産及び会計に関する事項〕 第16号〔公告の方法〕 施行規則第45条第1項第1号列挙 法第23条第1項第3号〔設置学校等〕のうち、学校教育法第4条第2項の規定に基づき認可を受けることを要しない事項 ▶教育基本法第4条第2項以下の事項は、大学、高校を設置者は、届出義務 (1) 大学の学部・院の研究科 教育基本法108条第2項の大学の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの (2) 大学の学部・大学院の研究科・第108条第2項の大学の学科の廃止 (3) 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項 ▶教育基本法施行令第23条の2 (1) 大学に係る次に掲げる設置又は変更であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの イ 私立大学の学部の学科の設置 ロ 専門職大学の課程の変更(前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更(当該区分の廃止を除く。))を伴うものを除く。 ハ 大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更 (2) 高等専門学校学科の設置であつて、当該高等専門学校が設置する学科の分野の変更を伴わないもの (3) 大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第108条第2項の大学の学科における通信教育の開設であつて、当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの (4) 私立の大学の学部又は法第百八条第二項の大学の学科の収容定員(通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。)に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの (5) 私立の大学の学部又は法第百八条第二項の大学の学科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの (6) 私立の大学の大学院の研究科の収容定員(通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。)に係る学則の変更 (7) 私立の大学の大学院の研究科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更 (8) 私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの</p>

第11章 解散及び合併

文科省寄附行為作成例(赤字堂山加工)

文科省備考等

〈こちらは、大臣所管や大規模幼稚園法人用〉

(解散)

第66条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) **理事会の決議及び評議員会の決議**による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) ○○都道府県知事の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、○○都道府県知事の認可を受けなければならない。

大臣所轄法人は、第150条で評議員会の決議が必要。

〔小規模知事所管法人は、こちらが無難〕

(解散)

第66条この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) **理事会の決議**による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) **○○都道府県**知事の解散命令

2 理事会は、前項第1号の決議をするときは、**あらかじめ、評議員会の意見**を聴かななければならない。

3 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、○○都道府県知事認可を受けなければならない。

※〔改正法第109条は、評議員会の決議を要求していない。意見を聴く必要はある。〕

・解散に評議員会の決議を必要としないこととする場合には、**下のよう**に規定する。

第11章 解散及び合併

文科省寄附行為作成例(赤字堂山加工)	文科省備考等	堂山解説・考察等(私見)
<p>(残余財産の帰属者) 第67条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。</p>		<p>法第125条第1項 寄附行為の定める者 ただし、法23条第3項による制限。 学校法人、その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。</p>
		<p>(残余財産の帰属者) 第67条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う者に帰属する。</p>

第11章 解散及び合併

文科省寄附行為作成例(赤字堂山加工)	文科省備考等	堂山解説・考察等(私見)
<p>(合併) 第68条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、〇〇都道府県知事の認可を受けなければならない。 大臣所轄法人は、第150条で評議員会の決議が必要</p>	<p>・合併に評議員会の決議を必要としないこととする場合には、右のように規定する。</p>	<p>(合併) 第68条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、都道府県知事の認可を受けなければならない。 [改正法第126条第1項理事会第2項評議員会意聴取] ※ 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生ない(改正法第126条第3項)。</p>

第11章 解散及び合併

文科省寄附行為作成例(赤字堂山加工)	文科省備考等	堂山解説・考察等 (私見)
<p>(解散)</p> <p>第66条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) <u>理事会の決議及び評議員会の決議</u>による決定</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産手続開始の決定</p> <p>(5) 大阪府知事の解散命令</p> <p>2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、大阪府知事の認可を受けなければならない。</p> <p>こちらは、大臣所管や大規模幼稚園法人用 大臣所轄法人は、第150条で評議員会の決議が必要。</p>	<p>・解散に評議員会の決議を必要としないこととする場合には、<u>左のように</u>規定する。</p>	<p>(解散)</p> <p>第66条この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) <u>理事会の決議</u>による決定</p> <p>(2)~(5)同</p> <p>2 理事会は、前項第1号の決議をするときは、<u>あらかじめ、評議員会の意見</u>を聴かなければならない。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、大阪府知事の認可を受けなければならない。</p> <p>[小規模知事所管法人は、こちらが無難] [法第109条は、評議員会の決議を要求していない。意見を聴く必要はある。]</p>
<p>(残余財産の帰属者)</p> <p>第67条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。</p>		<p>法第125条第1項 <u>寄附行為の定める者</u> ただし、法23条第3項による制限。 学校法人、<u>その他教育の事業を行う者</u>のうちから選定されるようにしなければならない。</p>
<p>(合併)</p> <p>第68条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議<u>及び評議員会の決議</u>を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。 大臣所轄法人は、第150条で評議員会の決議が必要</p>	<p>・合併に評議員会の決議を必要としないこととする場合には、右のように規定する。</p>	<p>(合併)</p> <p>第68条 この法人が合併しようとするときは、<u>あらかじめ評議員会の意見</u>を聴き、理事会の決議を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。 [法第126条第1項理事会第2項評議員会意聴取]</p>

残余財産の帰属先に社会福祉法人を指定できるか。コラム

(残余財産の帰属者)

第67条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は**教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人**に帰属する。

※法は、教育事業を行う公益社団、財団法人に限定していない。

改正法第125条第1項 寄附行為の定める者

ただし、改正法23条第3項による制限。

学校法人、その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

〔問題の所在〕

法は、「教育」事業を行う者に限定

社福は、「教育」事業を目的とする法人ではない。

ただし、幼保連携認定こども園制度が創設され、

幼児教育を行う機能をも有する施設が社会福祉

法人に設置できるようになった。

私見

第2種指定の社会福祉事業ではあるが、同時に幼保連携認定こども園は、教育事業を行っている。

「**社会福祉事業を行うことを目的**として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されています。

ここでいう「社会福祉事業」とは、社会福祉法第2条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいいます。また、社会福祉法人は、社会福祉事業の他公益事業及び収益事業を行うことができます。(厚生労働省HPより抜粋)

基本的に社福への寄附はできなさそうであるが、社会福祉法第2条第3項2号の2では、教育機関でもある幼保連携認定こども園の事業も列挙しているので、ここならOKであると思われる。

▶**保育所は、教育機関ではないので、保育所は、指定できないのではないか？** ここは、所轄庁と協議。

文理解釈上は、保育所は、「教育」事業には分類されない。事実に着目すれば、広義には幼児教育を担っていることからこの私立学校法第125条第1項の解釈ということになる。

残余財産の帰属先の一例

• 文科省の作成例

(残余財産の帰属者)

第67条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

- 法律は、第125条第1項で寄附行為の定め
- 但し、第23条第3項による制限がある。
- 帰属すべき者は、学校法人、その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

法人のみならず自然人を禁止していない。

堂山試案

(残余財産の帰属者)exそのまま条文に忠実バージョン

第67条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う者に帰属させるものとする。

ある大学の寄附行為条文

(残余財産の帰属)

第〇〇条

①〇〇〇〇〇解散の場合には残余財産として、次に掲げる土地を、その寄附者と最も縁故の深い者のうち、教育の事業を行うものに帰属せしめる。

土地の表示列挙してある。

②前項に掲げる土地のほかに残余財産があるときは、前項に掲げる土地の帰属すべき者または私立学校その他教育の事業を行う者のうちから、最も適わしいものを選定して、その財産を帰属せしめる。

③前2項の規定により残余財産を処分するには、清算人は評議員会の議決を経ることを要する。

堂山試案Ⅱ

(残余財産の帰属者) ex

第67条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は**社会福祉法人のうち(所轄庁に確認)**、幼保連携認定こども園を設置する法人に帰属させるものとする。

第12章 補則 情報の公開は、任意。書きぶりに注意

文科省寄附行為作成例(赤字加工)	文科省備考等	堂山解説・考察等(私見)
<p>(情報の公表)</p> <p>第69条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容</p> <p>(2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容</p> <p>※慎重に判断、情報公開は推奨されるべきではあるが、小規模法人の場合、理事の報酬基準や計算書類の人件費明細書等を公表すると、例えば、事務職員1名で且つ務職員が1名の場合、当該人の給与のプライバー(たやすく推測される)にも配慮する必要がある。小規模法人において、このまま丸写しにすることは、お勧めしない。</p>	<p>・本条に規定する情報の公表については、私立学校法上は努力義務である。</p>	<p>寄附行為と計算書類・事業報告書・報酬の基準等。 <u>明文で設ける必要はない。</u> 公開したい情報があれば、個人情報・機密情報に配慮した上で公開するのは自由。</p> <p>→「公表することができる。」又は「公表するよう努めるものとする」 ※幼保連携認定こども園や市町、県等で独自に情報公開につき、加配が支給されている園は、実態等に即して記載する。ただし、寄附行為に記載がなくとも、情報公開することは、できる。</p>
<p>(情報の公表)</p> <p>第69条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 寄附行為</p> <p>(2) 計算書類</p> <p>(3) 事業報告書</p> <p>(4) 監査報告</p> <p>(5) 財産目録</p> <p>(6) 役員等名簿(住所等を除く)</p> <p>(7) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準</p>		<p>任意に公表するにしても、インターネットでなくてもよい。</p> <p>情報公開する書類等のみ記載すれば足りる。</p> <p>第69条は、全部削除しても法的には、⁹⁶問</p>

第12章 補則

文科省寄附行為作成例(赤字加工)	文科省備考等	堂山解説・考察等(私見)
<p>(公告の方法)</p> <p>第70条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。 (削ることはできない。)</p>	<p>・設置する学校の掲示場に掲載する方法によることも可能。</p>	<p>別案 <u>必要的記載事項第23条第1項第16号</u> 第70条 この法人の公告は、<u>〇〇幼稚園の掲示板</u>に掲載する方法により行う。</p>
<p>(施行細則)</p> <p>第71条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。</p>		<p>委任条項 (施行細則)</p> <p>第71条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。</p> <p>※ 必要な場合、寄附行為施行規程等を作成する。</p>

附則

堂山解説・考察等（私見）

過去の附則は、改正していない限り、原則そのまま残す。

附則

- 1 ○○都道府県知事認可 昭和44年11月2日
この寄附行為は、昭和45年4月1日より施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりである。

理事(理事長)○○○○

理事○○

理事○○

理事○○

理事○○

理事○○

監事○○

監事○○

※設立時が令和7年3月31日以前の法人は、評議員を追記しない。(する必要はない。)

附則

- 1 ○○都道府県知事認可 昭和60年11月2日
この寄附行為は、昭和61年4月1日より施行する。
- 2 ××

附則

- 1 ○○都道府県知事認可 令和2年2月20日
この寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 ××

附則

- 1 ○○都道府県知事認可 令和4年1月31日
この寄附行為は、令和4年4月 1日から施行する。

—中間略—

附則

堂山解説・考察等（私見）

附則は、地味に重要なので、書きぶりは、必ず、所轄庁と協議又は確認されることをお勧めします。

附則

1 ○○都道府県知事認可 令和6年12月20日

この寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。

2 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員を兼任している理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならないものとする。

3 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の終結の時よりも前に任期が満了するもの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

〈例 令和7年3月31日が終期の理事・監事・評議員。該当者がいない場合は、記載不要〉

〈この附則条項を入れる場合には、この附則条項を令和7年4月1日より前に施行する(文科省)。〉

例 1 ○○都道府県知事認可 令和6年12月20日

この寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。但し、附則第3項の規定は、令和7年3月31日(2月10日に任期満了の理事等がいる場合、その日)から施行する。

3 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、令和9年度の定時評議員会の終結の時よりも前に任期が満了するもの任期については、その終期を令和9年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。(令和7年、令和8年、令和9年3月31日までに終わる場合、各年の定時評議員会終結時まで伸長する案。)

4 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、在任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

附則

堂山解説・考察等（私見）

附則は、地味に重要なので、書きぶりは、必ず、所轄庁と協議又は確認されることをお勧めします。

4 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であつて、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、在任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。※監事は、入っていないことに留意(文部科学省の例)
なぜ、文科省案が、監事だけ除外しているのかは、不明。所轄庁と協議

6 第32条第1項第2号(引用条文注意)中「設置する学校を卒業した者」(幼稚園名が書いてある場合、注意。条文どおりにそのまま書く)とあるのは、学校の卒業生が25歳以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母」と読み替える。父母より、保護者にしてはどうか。所轄庁に確認。

※私立学校法第62条第3項第2号の要件を満たす卒業生がない場合において、必要に応じて規定する。

要件を満たす卒園生がいる園は、規定しない。理論上、設立20年以上の園は、25歳の卒園生は存在する。
設置学校が2つ以上あり、創立20年未満の新設園がある場合の取り扱いについては不明。

このような場合、広く卒園生からも評議員に就任してもらい、多様な意見を聴くという法の趣旨からすれば、記載しても差しつかえないものと思われる。この点も所轄庁と協議。

また、以下のような書きぶりも検討。

6 第32条第1項第2号(引用条文注意)中「設置する学校を卒業した者」(幼稚園名が書いてある場合、注意。条文どおりにそのまま書く)とあるうち、〇〇幼稚園の卒業生のうちから選任するときは、卒園生が25歳以上になるまでの間、「園児の保護者」と読み替える。